

令和8年度版

市 税 概 要



武 蔵 野 市

目 次

1. 市の概要		
(1) 位 置		1
(2) 地 勢		1
(3) 面 積		1
(4) 市 制		1
(5) 人口及び世帯数		2
2. 財 政		
(1) 令和8年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成図		3
(2) 一般会計歳入決算年度別比較表 (令和5～令和7年度)		4
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表 (令和5～令和7年度)		5
3. 市の行政機構		6
4. 税務機構及び事務分掌		
(1) 税 務 機 構		8
(2) 事 務 分 掌		8
5. 税務関係特別職員		
(1) 固定資産評価審査委員会		9
6. 市 税		
(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移 (令和5～令和7年度)		10
(2) 市税の構成(収入済額) (令和3～令和7年度)		13
(3) 市税外収入の推移 (令和5～令和7年度)		14
7. 市 民 税		
(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分) (令和6～令和8年度)		15
(2) 市民税(法人)(現年課税分)		
(Ⅰ) 納税義務者数調 (令和5～令和7年度)		18
(Ⅱ) 税率別調定額調 (令和5～令和7年度)		19
(Ⅲ) 申告月別調定額調 (令和3～令和7年度)		20
8. 固定資産税(当初課税分)		
(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調 (令和4～令和8年度)		21
(2) 土地・家屋平均価格等調 (令和4～令和8年度)		21
(3) 土地地目別地積、価格、筆数調 (令和4～令和8年度)		22
(4) 家屋棟数、床面積、価格等調 (令和4～令和8年度)		23
(5) 家屋新增築調 (令和4～令和8年度)		24
(6) 家屋減少調 (令和4～令和8年度)		24
(7) 償却資産評価状況調 (令和4～令和8年度)		25

9. 軽自動車税	
(1) 軽自動車税(環境性能割) (令和5～令和7年度)	26
(2) 軽自動車税(種別割)車種別保有・登録・廃車台数調 (令和5～令和7年度)	26
(3) 軽自動車税(種別割)課税台数及び調定額調(現年課税分) (令和5～令和7年度)	27
10. 市たばこ税	
(1) 調定状況調(現年課税分) (令和5～令和7年度)	28
(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分) (令和5～令和7年度)	28
11. 入湯税(調定状況調・現年課税分) (令和5～令和7年度)	29
12. 事業所税(調定額調) (令和5～令和7年度)	29
13. 都民税(個人)	
(1) 調定・収入状況調 (令和5～令和7年度)	30
(2) 徴収取扱費及び交付金調 (令和5～令和7年度)	30
14. 税関係証明及び閲覧件数調 (令和5～令和7年度)	31
15. 市税納税成績調 (令和5～令和7年度)	32
16. 徴税費に関する調 (令和5～令和7年度)	33
17. 生活困窮による市税減免申請実績調 (令和5～令和7年度)	34
18. 口座振替納税調 (令和5～令和7年度)	35
19. 督促状発付調	
(1) 市民税・都民税・森林環境税(個人)、市民税(法人) (令和5～令和7年度)	36
(2) 固定資産税・都市計画税 (令和5～令和7年度)	36
(3) 軽自動車税(種別割) (令和5～令和7年度)	36
20. 差押状況調 (令和5～令和7年度)	36
21. 交付要求調 (令和5～令和7年度)	37
22. 徴収(換価)猶予調 (令和5～令和7年度)	37
23. 市税の税率等の推移 (令和6～令和8年度)	38
24. 武蔵野市税制一覧表 (令和8年度)	44
25. 市税等納期月一覧表 (令和8年度)	45

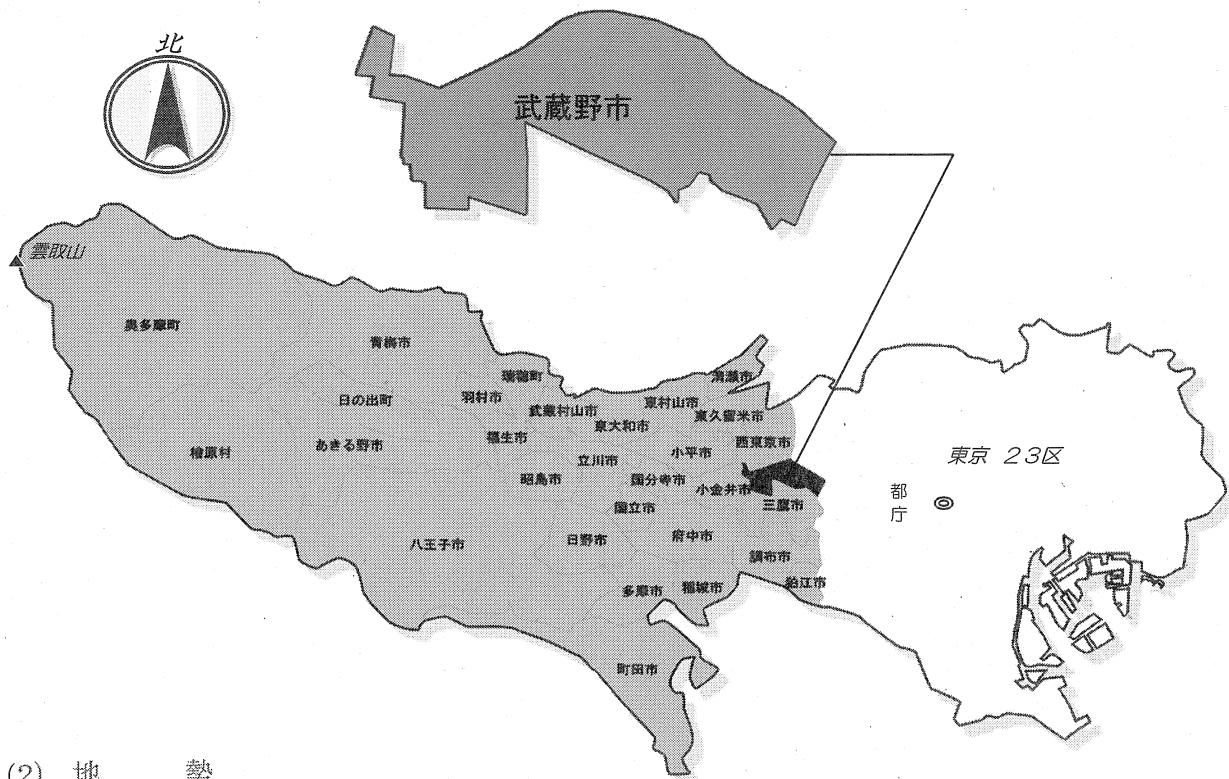
※統計表中の符号について。

「0」	→単位未満のもの
「-」	→皆無又は該当数字のないもの
「…」	→不明又は集計できないもの
「X」	→発表をさしひかえたもの
「△」	→減少を示したもの

1. 市の概要

(1) 位 置

東京23区の西部に接し、副都心新宿(都庁)から約12kmの西方、東経139度33分58秒、北緯35度43分04秒(市役所)の地点に位置する。



(2) 地 勢

標 高 50m~65m(市役所56.98m).

広がり 東西6.4km

南北3.1km

地 形 総体的に平坦である。

地 質 ローム質(火山灰質)土壤

(3) 面積

10.98km²

(4) 市 制

昭和22年11月3日施行

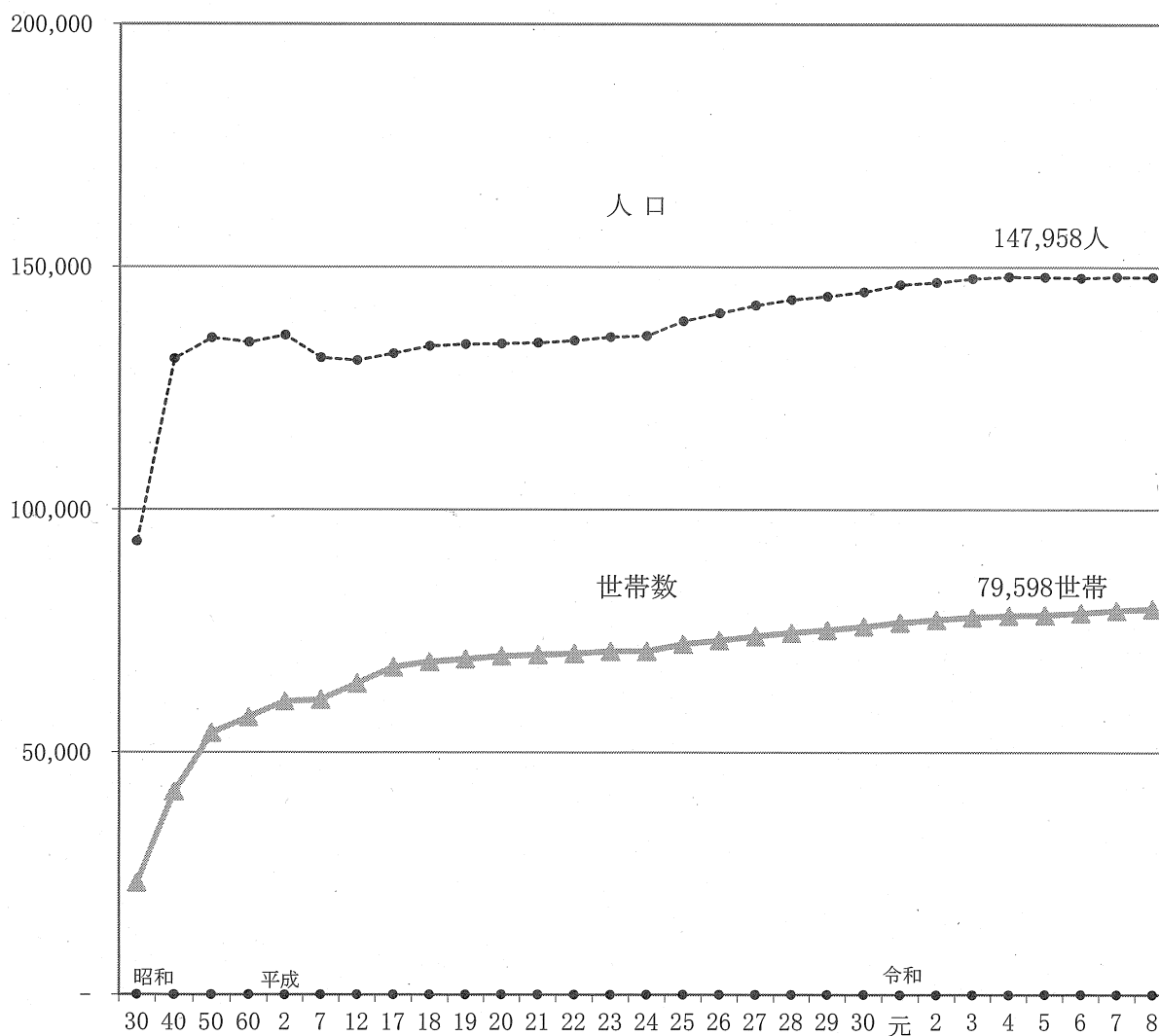
(5) 人口及び世帯数

区分 年	人 口 (人)				世帯数 (世帯)
	総 数	男	女	人口密度 (1km ² 当たり)	
令和6	147,809	70,765	77,044	13,462	78,667
令和7	148,034	70,910	77,124	13,482	79,250
令和8	147,958	70,812	77,146	13,475	79,598

(注) 各年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

人口及び世帯数の推移

(人·世帶)



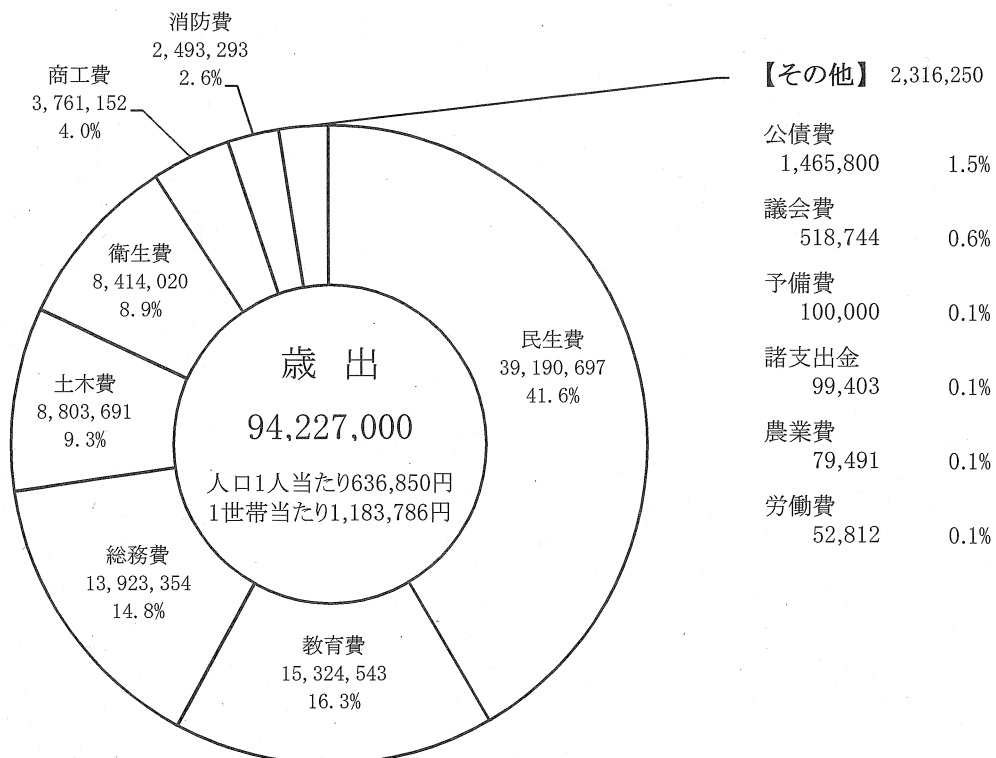
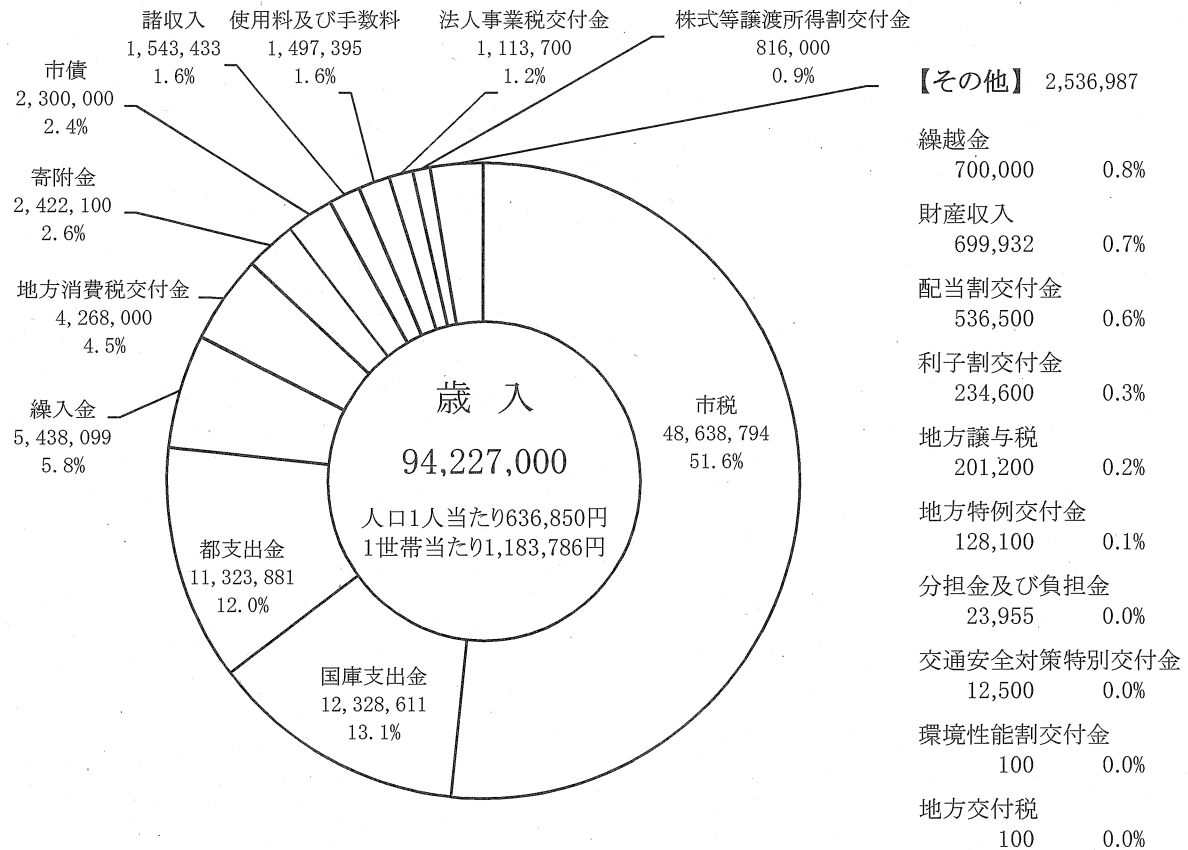
2. 財政

(1) 令和8年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成図

令和8年1月1日現在

(単位:千円)

人口 147,958人
世帯 79,598世帯



(2)一般会計歳入決算年度別比較表

区 分 款	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市 税	千円 44,780,590	% 56.4	千円 46,011,939	% 50.7	千円 48,672,878	% 50.0
地 方 譲 与 税	205,232	0.3	205,498	0.2	207,953	0.2
利 子 割 交 付 金	78,363	0.1	108,449	0.1	200,376	0.2
配 当 割 交 付 金	416,863	0.5	559,159	0.6	604,167	0.6
株式等譲渡所得割交付金	447,669	0.6	816,788	0.9	909,284	0.9
法 人 事 業 税 交 付 金	925,189	1.2	977,618	1.1	1,067,208	1.1
地 方 消 費 税 交 付 金	3,811,436	4.8	3,986,631	4.4	4,305,218	4.4
環 境 性 能 割 交 付 金	57,902	0.1	75,818	0.1	58,601	0.1
地 方 特 例 交 付 金	64,905	0.1	739,053	0.8	81,234	0.1
地 方 交 付 税	15,045	0.0	15,162	0.0	15,922	0.0
交通安全対策特別交付金	13,648	0.0	13,379	0.0	13,173	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	284,111	0.4	240,718	0.3	108,570	0.1
使 用 料 及 び 手 数 料	1,603,972	2.0	1,595,229	1.8	1,582,898	1.6
国 庫 支 出 金	11,571,068	14.6	12,485,449	13.8	12,847,593	13.2
都 支 出 金	8,760,692	11.0	10,040,208	11.1	11,978,333	12.3
財 産 収 入	104,882	0.1	253,782	0.3	626,797	0.7
寄 附 金	47,548	0.1	723,312	0.8	1,862,319	1.9
繰 入 金	828,843	1.0	4,476,094	4.9	4,180,539	4.3
繰 越 金	4,157,858	5.2	3,220,128	3.5	4,314,220	4.4
諸 収 入	1,122,717	1.4	1,070,257	1.2	1,417,092	1.5
市 債	100,000	0.1	3,095,500	3.4	2,300,000	2.4
歳 入 合 計	79,398,533	100.0	90,710,171	100.0	97,354,375	100.0

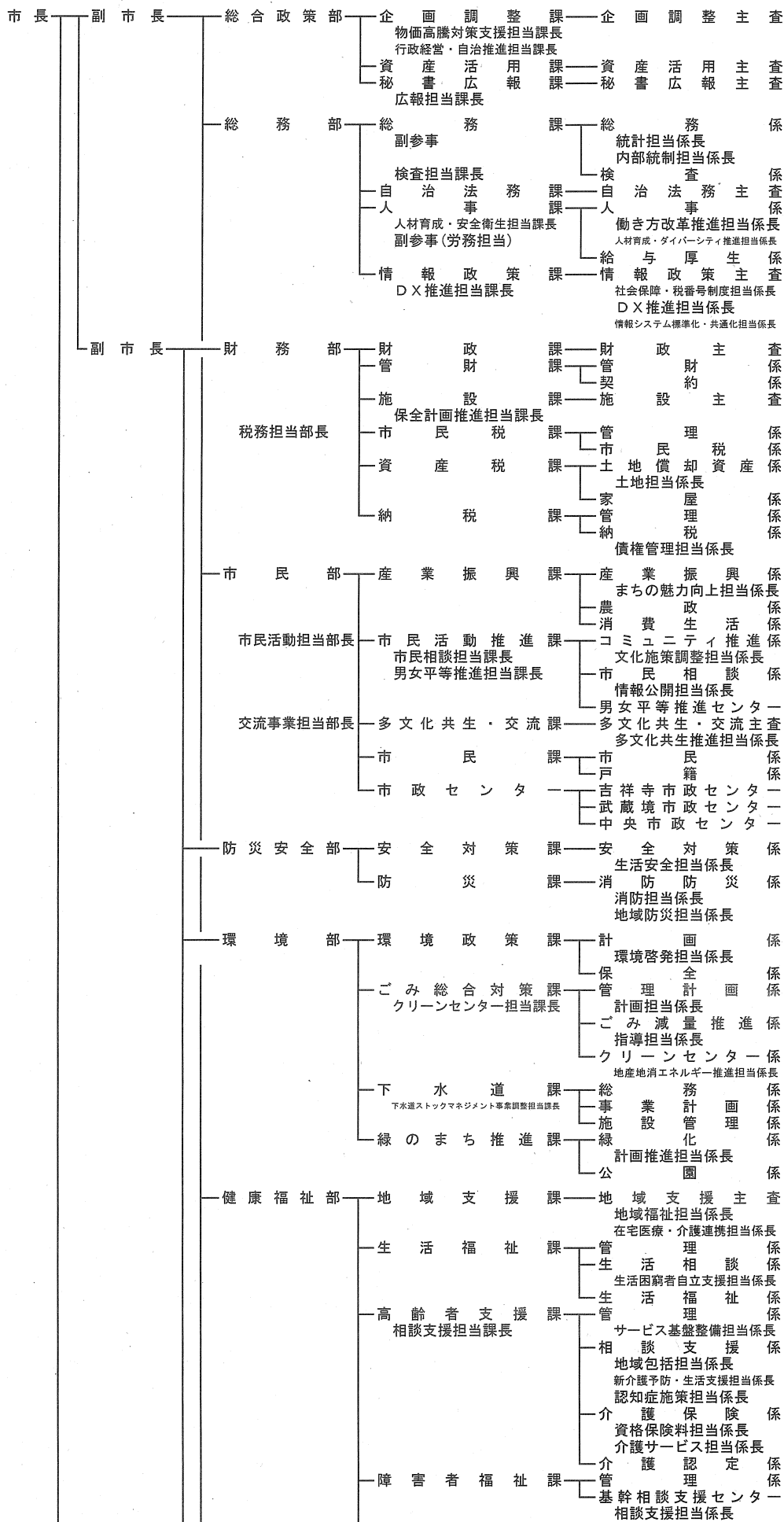
(3) 一般会計歳出決算年度別比較表

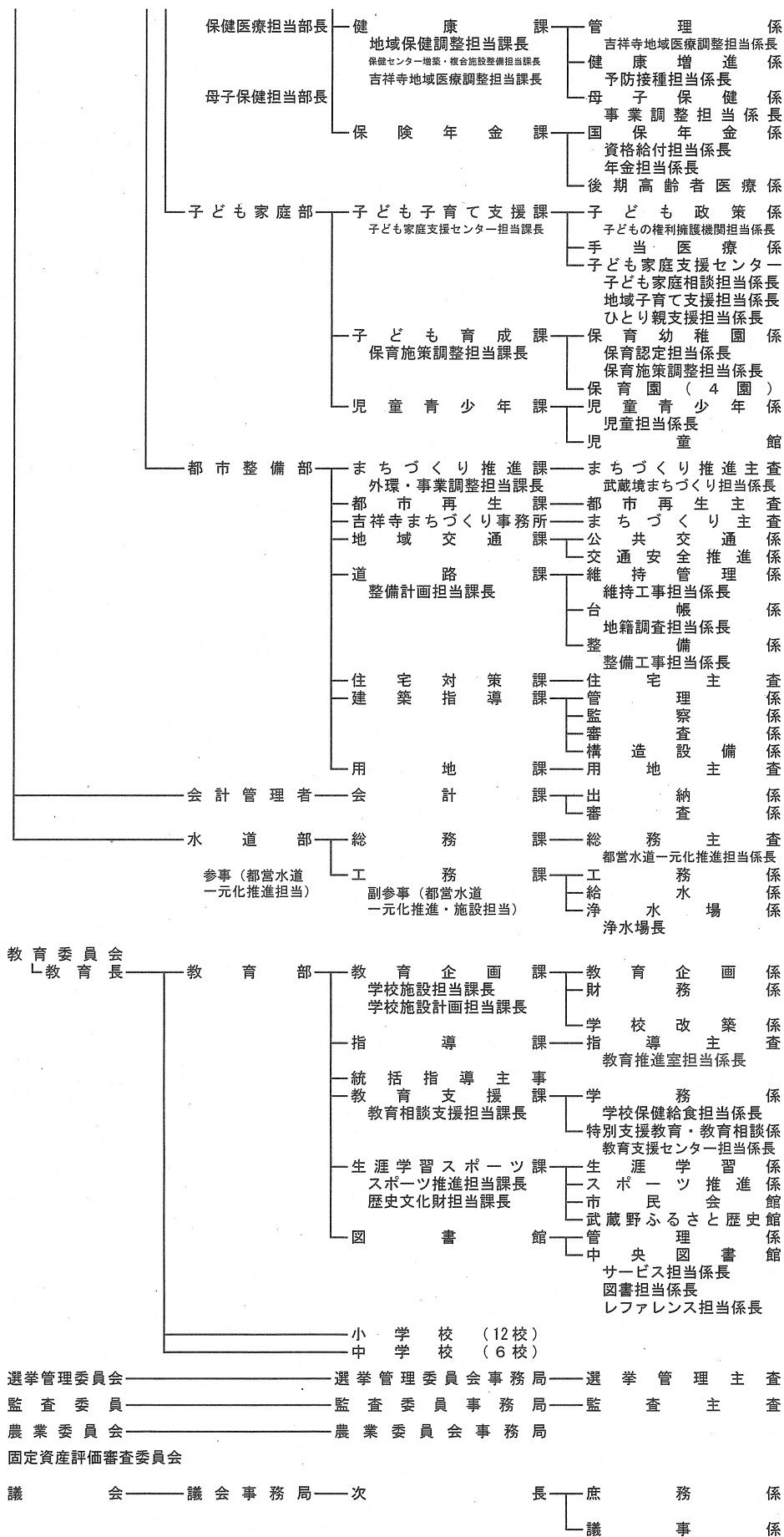
区分 款	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	千円 452,418	% 0.6	千円 477,598	% 0.6	千円 469,755	% 0.5
総務費	12,803,140	16.8	15,411,165	17.8	17,118,367	18.3
民生費	33,899,985	44.5	36,734,573	42.5	38,033,007	40.6
衛生費	6,303,848	8.3	6,524,015	7.6	6,868,333	7.3
労働費	42,854	0.1	47,335	0.1	43,295	0.0
農業費	80,959	0.1	91,842	0.1	77,061	0.1
商工費	676,523	0.9	972,930	1.1	1,926,018	2.0
土木費	6,166,204	8.1	6,671,007	7.7	8,173,783	8.7
消防費	2,090,589	2.7	2,100,798	2.4	2,230,274	2.4
教育費	12,271,643	16.1	16,057,004	18.6	17,356,803	18.5
公債費	1,373,228	1.8	1,277,045	1.5	1,380,015	1.5
諸支出金	17,014	0.0	30,639	0.0	57,814	0.1
予備費	-	-	-	-	-	-
歳出合計	76,178,405	100.0	86,395,951	100.0	93,734,525	100.0

3.市の行政機構

武蔵野市機構図

令和8年4月1日現在





4. 税務機構及び事務分掌

(1) 税務機構

(令和8年5月1日現在)

区 分		職 員 数				
課	係	課長	係長 (課長補佐)	主任	主事	計
市民税課		1	-	-	-	1
	管理係	-	1	4	1	6
	市民税係	-	3	5	6	14
	小 計	1	4	9	7	21
資産税課		1	-	-	-	1
	土地償却資産係	-	2	5	5	12
	家屋係	-	1	5	3	9
	小 計	1	3	10	8	22
納税課		1	1	-	-	2
	管理係	-	2	4	3	9
	納税係	-	4	3	6	13
	小 計	1	7	7	9	24
合 計		3	14	26	24	67

* 病休・産休・育休中の職員も含む。

(2) 事務分掌

課	係	事 務 分 掌
市民税課	管理係	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の調定に関する事。
		(2) 市民税(法人)、軽自動車税(種別割)、市たばこ税及び入湯税の賦課に関する事。
		(3) 自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金等税外収入に関する事。
		(4) 税務関係証明及び固定資産課税台帳の閲覧に関する事。
		(5) コンビニエンスストア等における市民税・都民税・森林環境税課税証明書、市民税・都民税・森林環境税非課税証明書等の交付に関する事。
		(6) 税制に関する事。
		(7) 税務統計(他の課に属するものを除く。)に関する事。
		(8) 課内の庶務に関する事。
	市民税係	市民税・都民税(個人)及び森林環境税の賦課に関する事。

課	係	事 務 分 掌
資産税課	土地償却 資産係	(1) 償却資産の評価及び固定資産税の賦課に関する事。
		(2) 土地の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		(3) 特別土地保有税の賦課に関する事。
		(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
		(5) 課内の庶務に関する事。
	家屋係	(1) 家屋の評価並びに固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
		(2) 事業所税の賦課に関する事。
納税課	管理係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収整理簿の整理に関する事。
		(2) 納税督促及び督促に関する事。
		(3) 市税等の過誤納還付に関する事。
		(4) 納税実績の統計に関する事。
		(5) 納税の啓発宣伝に関する事。
		(6) 納税貯蓄組合に関する事。
		(7) 市税等の口座振替に関する事。
		(8) 課内の庶務に関する事。
	納税係	(1) 市税等及び市税等に係る税外収入金の徴収に関する事。
		(2) 滞納処分に関する事。
		(3) 徴収金の嘱託及び受託に関する事。
		(4) 市税等及び市税等に係る税外収入金の欠損処分に関する事。
		(5) 債権を放棄する課との協議に関する事。

5. 税務関係特別職員

(1) 固定資産評価審査委員会

役 職	氏 名	任 期
委員長	渡部 典子	令和7.4.1 ～ 令和10.3.31 (3期目)
委員長代理	永縄 恭子	令和7.4.1 ～ 令和10.3.31 (2期目)
委員	小谷 裕明	令和6.4.1 ～ 令和9.3.31 (2期目)
〃	中川 貴雄	令和6.4.1 ～ 令和9.3.31 (1期目)
〃	関根 雅之	令和8.4.1 ～ 令和11.3.31 (1期目)
〃	高橋 清泰	令和8.4.1 ～ 令和11.3.31 (1期目)

6. 市税

(1) 市税の予算・調定・収入額等の推移

税目 区分		令和 5 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市 税		千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		44,698,000	45,203,663	44,780,590	99.1	…	3.9	…	305,504	577,454
現年課税分		44,561,100	44,830,117	44,639,442	99.6	…	3.9	…	302,980	572,682
滞納繰越分		136,900	373,546	141,148	37.8	…	4.0	…	2,525	4,772
市 民 税		21,661,500	22,017,098	21,730,689	98.7	…	1.0	…	148,800	281,257
個 人		19,343,000	19,581,305	19,312,498	98.6	…	3.1	…	132,338	250,141
現年課税分		19,253,000	19,351,683	19,223,195	99.3	…	3.1	…	130,786	247,208
普通徴収		…	5,586,814	5,457,981	97.7	30,540	2.1	182,934	37,758	71,369
給与特別徴収		…	13,340,840	13,341,042	100.0	56,283	3.7	237,031	90,163	170,422
年金特別徴収		…	424,029	424,172	100.0	4,688	△ 1.8	90,450	2,866	5,417
滞納繰越分		90,000	229,622	89,303	38.9	…	3.6	…	1,552	2,933
法 人		2,318,500	2,435,793	2,418,191	99.3	…	△ 13.3	…	16,462	31,116
現年課税分		2,315,000	2,421,674	2,414,934	99.7	8,592	△ 13.4	281,852	16,367	30,936
滞納繰越分		3,500	14,119	3,258	23.1	…	18.6	…	95	180
固 定 資 産 税		18,501,500	18,617,199	18,503,324	99.4	…	7.7	…	125,822	237,825
純 固 定 資 産 税		18,052,500	18,168,001	18,054,125	99.4	…	6.6	…	122,787	232,087
現年課税分		18,016,000	18,059,018	18,012,905	99.7	50,283	6.6	359,148	122,050	230,695
土地家屋		15,837,000	15,870,370	15,826,993	99.7	47,523	4.5	333,951	107,258	202,736
土地		…	10,276,723	10,248,634	99.7	38,146	5.9	269,405	69,454	131,280
家屋		…	5,593,648	5,578,359	99.7	40,870	2.0	136,864	37,804	71,456
償却資産		2,179,000	2,188,647	2,185,912	99.9	2,754	25.1	794,716	14,792	27,959
滞納繰越分		36,500	108,983	41,220	37.8	…	2.5	…	737	1,392
交 付 金		449,000	449,198	449,198	100.0	…	90.7	…	3,036	5,738
交付金		449,000	449,198	449,198	100.0	…	90.7	…	3,036	5,738
軽 自 動 車 税		60,000	64,930	61,166	94.2	…	2.6	…	439	829
現年課税分		59,100	61,757	60,490	97.9	10,334	2.7	5,976	417	789
環境性能割		4,700	4,682	4,682	100.0	213	6.5	21,981	32	60
種別割		54,400	57,075	55,808	97.8	10,122	2.4	5,639	386	729
滞納繰越分		900	3,173	676	21.3	…	0.9	…	21	41
市 た ば こ 税		888,000	886,374	886,374	100.0	6	1.4	…	5,990	11,323
現年課税分		888,000	886,374	886,374	100.0	6	1.4	…	5,990	11,323
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		635,000	646,336	646,336	100.0	176	0.5	3,672,364	4,368	8,257
現年課税分		635,000	646,336	646,336	100.0	176	0.5	3,672,364	4,368	8,257
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		2,952,000	2,971,726	2,952,701	99.4	…	4.3	…	20,084	37,962
現年課税分		2,946,000	2,954,077	2,946,010	99.7	47,521	4.3	62,164	19,965	37,737
土地		…	2,123,747	2,117,948	99.7	38,144	5.2	55,677	14,353	27,130
家屋		…	830,330	828,062	99.7	40,868	2.1	20,317	5,612	10,607
滞納繰越分		6,000	17,649	6,691	37.9	…	10.3	…	119	225

1. 当該年度決算額による。

2. 収入済額は、還付未済額を含む。

3. 「軽自動車税」の「納税義務者数」は課税台数、「入湯税」の「納税義務者数」は納入義務者数である。

4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

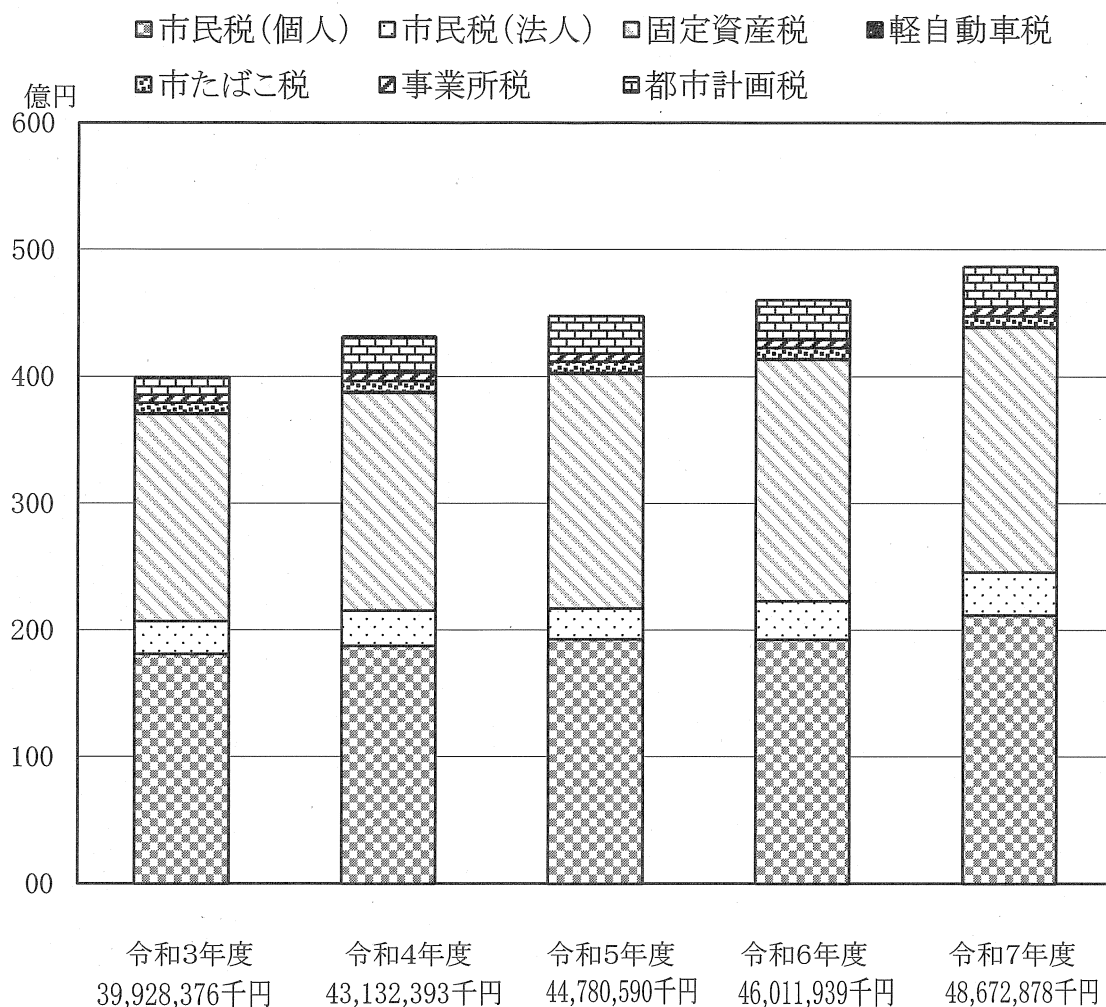
税目 区分		令和 6 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市 税		千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		45,798,862	46,438,549	46,011,939	99.1	…	2.7	…	314,179	590,318
現年課税分		45,643,267	46,029,188	45,842,620	99.6	…	2.7	…	311,410	585,114
滞納繰越分		155,595	409,361	169,319	41.4	…	9.6	…	2,770	5,204
市 民 税		22,074,372	22,593,386	22,301,378	98.7	…	2.6	…	152,855	287,203
個 人		19,208,146	19,529,010	19,257,157	98.6	…	△ 0.3	…	132,123	248,249
現年課税分		19,106,312	19,271,183	19,142,622	99.3	…	△ 0.4	…	130,379	244,972
普通徴収		…	5,816,848	5,689,945	97.8	30,930	4.1	188,065	39,354	73,943
給与特別徴収		…	13,065,095	13,063,082	100.0	56,319	△ 2.1	231,984	88,392	166,081
年金特別徴収		…	389,240	389,595	100.0	5,054	△ 8.2	77,016	2,633	4,948
滞納繰越分		101,834	257,827	114,535	44.4	…	12.3	…	1,744	3,277
法 人		2,866,226	3,064,376	3,044,221	99.3	…	25.8	…	20,732	38,954
現年課税分		2,861,883	3,047,005	3,039,137	99.7	8,716	25.8	349,588	20,614	38,733
滞納繰越分		4,343	17,371	5,084	29.3	…	23.0	…	118	221
固 定 資 産 税		19,062,376	19,148,256	19,036,321	99.4	…	2.9	…	129,547	243,409
純 固 定 資 産 税		18,628,558	18,714,438	18,602,503	99.4	…	3.0	…	126,612	237,894
現年課税分		18,587,089	18,602,393	18,560,475	99.8	50,514	3.0	368,262	125,854	236,470
土地家屋		16,520,269	16,568,857	16,530,652	99.8	47,656	4.4	347,676	112,096	210,620
土地		…	10,945,650	10,920,411	99.8	38,401	6.5	285,036	74,053	139,139
家屋		…	5,623,207	5,610,241	99.8	41,064	0.5	136,938	38,044	71,481
償却資産		2,066,820	2,033,536	2,029,823	99.8	2,852	△ 7.1	713,021	13,758	25,850
滞納繰越分		41,469	112,045	42,028	37.5	…	2.8	…	758	1,424
交 付 金		433,818	433,818	433,818	100.0	…	△ 3.4	…	2,935	5,515
交付金		433,818	433,818	433,818	100.0	…	△ 3.4	…	2,935	5,515
軽 自 動 車 税		62,125	67,292	63,531	94.4	…	3.6	…	455	855
現年課税分		61,154	63,898	62,774	98.2	10,454	3.5	6,112	432	812
環境性能割		5,300	5,579	5,579	100.0	247	19.1	22,585	38	71
種別割		55,854	58,319	57,195	98.1	10,207	2.2	5,714	395	741
滞納繰越分		971	3,394	757	22.3	…	7.0	…	23	43
市 た ば こ 税		868,000	872,547	872,547	100.0	7	△ 1.6	…	5,903	11,092
現年課税分		868,000	872,547	872,547	100.0	7	△ 1.6	…	5,903	11,092
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		653,000	657,817	657,817	100.0	179	1.8	3,674,955	4,450	8,362
現年課税分		653,000	657,817	657,817	100.0	179	1.8	3,674,955	4,450	8,362
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		3,078,989	3,099,251	3,080,345	99.4	…	4.3	…	20,968	39,397
現年課税分		3,072,011	3,080,527	3,073,430	99.8	47,654	4.3	64,641	20,841	39,159
土地		…	2,248,402	2,243,222	99.8	38,399	5.9	58,551	15,212	28,581
家屋		…	832,125	830,208	99.8	41,062	0.2	20,264	5,630	10,578
滞納繰越分		6,978	18,724	6,915	36.9	…	6.1	…	127	238

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. 「軽自動車税」の「納税義務者数」は課税台数、「入湯税」の「納税義務者数」は納入義務者数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

税目 区分		令和 7 年度								
		予算現額	調定額	収入済額	収入割合	納税義務者数	調 定 額			
							前年度比	義務者1人 当 た り	住 民 1 人 当 た り	1 世 帯 当 た り
市 税		千円	千円	千円	%	人	%	円	円	円
		48,666,326	49,107,744	48,672,878	99.1	…	5.7	…	331,733	619,656
現年課税分		48,504,601	48,688,600	48,515,749	99.5	…	5.8	…	328,901	614,367
滞納繰越分		161,725	419,144	157,129	37.5	…	2.4	…	2,831	5,289
市 民 税		24,556,574	24,864,640	24,571,121	98.8	…	10.1	…	167,966	313,749
個 人		21,172,193	21,460,731	21,186,426	98.7	…	9.9	…	144,972	270,798
現年課税分		21,066,268	21,195,326	21,077,130	99.4	…	10.0	…	143,179	267,449
普通徴収		…	6,529,596	6,415,988	98.3	31,808	12.3	205,282	44,109	82,392
給与特別徴収		…	14,209,153	14,204,451	100.0	57,414	8.8	247,486	95,986	179,295
年金特別徴収		…	456,577	456,691	100.0	4,902	17.3	93,141	3,084	5,761
滞納繰越分		105,925	265,405	109,296	41.2	…	2.9	…	1,793	3,349
法 人		3,384,381	3,403,909	3,384,695	99.4	…	11.1	…	22,994	42,952
現年課税分		3,379,426	3,385,488	3,380,688	99.9	8,630	11.1	392,293	22,870	42,719
滞納繰越分		4,955	18,421	4,007	21.8	…	6.0	…	124	232
固 定 資 産 税		19,306,841	19,423,859	19,301,984	99.4	…	1.4	…	131,212	245,096
純 固 定 資 産 税		18,881,841	18,998,677	18,876,802	99.4	…	1.5	…	128,340	239,731
現年課税分		18,839,272	18,880,027	18,838,514	99.8	50,610	1.5	373,049	127,538	238,234
土地家屋		16,900,132	16,935,230	16,895,473	99.8	47,700	2.2	355,036	114,401	213,694
土地		…	11,176,732	11,150,494	99.8	38,601	2.1	289,545	75,501	141,031
家屋		…	5,758,498	5,744,979	99.8	41,212	2.4	139,729	38,900	72,662
償却資産		1,939,140	1,944,797	1,943,041	99.9	2,904	△4.4	669,696	13,138	24,540
滞納繰越分		42,569	118,650	38,288	32.3	…	5.9	…	802	1,497
交 付 金		425,000	425,182	425,182	100.0	…	△2.0	…	2,872	5,365
交付金		425,000	425,182	425,182	100.0	…	△2.0	…	2,872	5,365
軽 自 動 車 税		63,959	68,327	64,962	95.1	…	1.5	…	462	862
現年課税分		62,917	64,799	63,799	98.5	10,418	1.4	6,220	438	818
環境性能割		6,100	5,410	5,410	100.0	227	△3.0	23,833	37	68
種別割		56,817	59,389	58,389	98.3	10,191	1.8	5,828	401	749
滞納繰越分		1,042	3,528	1,163	33.0	…	3.9	…	24	45
市 た ば こ 税		863,000	860,769	860,769	100.0	7	△1.3	…	5,815	10,861
現年課税分		863,000	860,769	860,769	100.0	7	△1.3	…	5,815	10,861
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税		—	—	—	—	—	—	—	—	—
現年課税分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 所 税		734,000	736,009	736,009	100.0	193	11.9	3,813,518	4,972	9,287
現年課税分		734,000	736,009	736,009	100.0	193	11.9	3,813,518	4,972	9,287
滞納繰越分		—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 市 計 画 税		3,141,952	3,154,140	3,138,033	99.5	…	1.8	…	21,307	39,800
現年課税分		3,134,718	3,141,000	3,133,658	99.8	47,698	2.0	65,852	21,218	39,634
土地		…	2,289,426	2,284,074	99.8	38,599	1.8	59,313	15,466	28,889
家屋		…	851,574	849,584	99.8	41,210	2.3	20,664	5,753	10,745
滞納繰越分		7,234	13,140	4,375	33.3	…	△29.8	…	89	166

1. 当該年度決算額による。
2. 収入済額は、還付未済額を含む。
3. 「軽自動車税」の「納税義務者数」は課税台数、「入湯税」の「納税義務者数」は納入義務者数である。
4. 負担額算出の基礎とした人口、世帯は当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。
5. 年金特別徴収の納税義務者数は、納税方法が年金天引のみの人数である。

(2) 市税の構成(収入済額)



構成比表

(単位: %)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市民税	50.3	51.8	48.5	48.5	50.5
個人	43.6	45.4	43.1	41.9	43.5
法人	6.7	6.4	5.4	6.6	7.0
固定資産税	39.7	41.0	41.3	41.4	39.7
軽自動車税	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
市たばこ税	1.9	2.1	2	1.9	1.8
入湯税	-	-	-	-	-
事業所税	1.5	1.6	1.5	1.4	1.5
都市計画税	6.5	3.4	6.6	6.7	6.4
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 市税外収入の推移

(単位：千円)

税目 \ 年度	令和 5	令和 6	令和 7	備 考
地方揮発油譲与税	47,171	46,419	43,958	
自動車重量譲与税	142,211	142,057	146,058	
森林環境譲与税	15,850	17,022	17,937	
利子割交付金	78,363	108,449	200,376	
配当割交付金	416,863	559,159	604,167	
株式等譲渡所得割交付金	447,669	816,788	909,284	
法人事業税交付金	925,189	977,618	1,067,208	
地方消費税交付金	3,811,436	3,986,631	4,305,218	
環境性能割交付金	57,902	75,818	58,601	
減収補填特例交付金	64,905	739,053	81,234	
合 計	6,007,559	7,469,014	7,434,041	

- ① 地方揮発油譲与税：揮発油の数量に対し課税される地方揮発油税の収入額の42%が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(地方揮発油譲与税法)
- ② 自動車重量譲与税：自動車重量税の収入額の3分の1(当分の間431/1,000に引上げ)に相当する額が、各市町村の区域内に存する市町村道の延長及び面積に按分して譲与される。(自動車重量譲与税法)
- ③ 森林環境譲与税：平成31年度税制改正により、温室効果ガス排出量削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税としての森林環境税(令和6年度から)と森林環境譲与税(令和元年度～、令和6年度までの財源は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用)が創設された。都道府県に10分の1、市町村に10分の9が譲与され、市町村分は私有林人工林面積で55%、林業就業者数で20%、人口で25%を譲与される。(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律)
- ④ 利子割交付金：個人が金融機関から支払いを受ける預貯金等の利子所得に対し特別徴収され、都民税利子割の収入額のうち事務費を差し引いた額の5分の3が市町村に交付される。(地方税法)
- ⑤ 配当割交付金：個人が支払いを受ける上場株式等の配当等に対し特別徴収される都民税配当割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑥ 株式等譲渡所得割交付金：個人の上場株式等の譲渡益に対し特別徴収される都民税株式等譲渡所得割の収入額の一部が、個人都民税の収入率の割合に応じて市町村に交付される。(地方税法)
- ⑦ 法人事業税交付金：地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補填措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度であり、平成28年度税制改正において創設された。都道府県に納入された法人事業税額から超過税率課税分を除いた額の100分の7.7に相当する額が、従業員数に応じて交付される(但し令和4年度までは経過措置あり)。(地方税法)
- ⑧ 地方消費税交付金：一般的に10(8)%の消費税と言われているもののうちの2.2(1.76)%は、都道府県税としての地方消費税であり、国税の消費税と併せて徴収され都道府県間で清算された後、そのうちの2分の1は地方消費税交付金として市町村に交付され、人口及び事業所の従業員数により按分して交付される。ただし、平成26年4月以降の引き上げ分(社会保障財源分)については、全額人口により按分して交付される。(地方税法)
- ⑨ 環境性能割交付金：令和元年10月に創設された自動車(登録車)の取得に対して課せられる都税としての自動車税環境性能割のうち徴収費5%を控除した額の47%を、市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付される。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)
- ⑩ 減収補填特例(特別)交付金 平成20年度から適用されている個人住民税における住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の実施に伴う地方公共団体の減収分を補填するため、減収補填特例交付金が交付される。全国の区市町村に交付されるべき交付金総額を各区市町村の住宅借入金等特別税額控除見込額で按分した額が交付される。
平成31年度税制改正において、消費税率の10%引上げによる消費の反動減対策として行うこととされた自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填するため、既存の住宅ローン減税に伴う減収を補填するための特例交付金に加え、自動車税環境性能割交付金減収分及び軽自動車環境性能割減収分が創設された(令和3年度で終了)。
新型コロナウイルス感染症対策(事業収入が一定以上減少している中小企業等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置)の減収分を補填する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」が創設された(期間は令和3～8年度)。
賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担の緩和を目的に、令和6年度(一部の方のみ令和7年度も)に実施した個人住民税の定額減税(納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき個人住民税1万円の減税)の減収分を補填する交付金が創設された。(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律)

7. 市民税

(1) 市民税(個人)所得割額調(当初課税分)

令和6年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
10万円以下 の金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	258	80,577	208,645	258	80,577	208,645	0.3	1.1
10万円を超え 100万円以下	9,590	13,940,269	267,549	787	1,117,348	18,204	1	1,471	18	4,355	6,352,492	99,627	282	423,615	126,752	15,015	21,835,195	512,150	18.9	2.7
100万円 " "	15,616	39,589,196	1,188,595	719	1,801,544	53,532	1	2,742	74	2,762	6,950,588	197,444	337	917,426	109,697	19,435	49,261,496	1,549,342	24.5	8.3
200万円 " "																				
300万円 " "	11,969	45,170,441	1,541,752	475	1,734,981	63,081	-	-	-	1,234	4,600,143	158,629	321	1,267,841	80,896	13,999	52,773,406	1,844,358	17.6	9.9
300万円 " "																				
400万円 " "	7,271	36,451,634	1,313,137	339	1,602,348	64,434	-	-	-	685	3,311,899	127,316	254	1,276,445	127,159	8,549	42,642,326	1,632,046	10.8	8.7
400万円 " "																				
550万円 " "	6,426	41,944,135	1,568,764	264	1,619,461	67,292	-	-	-	536	3,292,700	133,947	299	1,922,978	134,374	7,525	48,779,274	1,904,377	9.5	10.2
550万円 " "																				
700万円 " "	3,407	28,272,439	1,102,776	154	1,227,927	50,880	1	7,382	363	244	1,899,939	81,179	195	1,621,270	138,154	4,001	33,028,957	1,373,352	5.0	7.3
700万円 " "																				
1000万円 " "	3,828	40,492,674	1,674,754	193	1,952,575	87,479	-	-	-	244	2,420,082	111,999	277	2,914,880	149,468	4,542	47,780,211	2,023,700	5.7	10.8
1000万円を 超える金額	4,587	101,344,463	4,807,694	391	11,832,795	598,907	-	-	-	449	14,500,631	746,949	647	20,717,790	1,520,353	6,074	148,395,699	7,673,903	7.7	41.0
合計	62,694	347,205,271	13,465,021	3,322	22,888,979	1,003,809	3	11,595	455	10,509	43,328,474	1,657,090	2,870	31,142,822	2,595,498	79,398	444,577,141	18,721,873	100.0	100.0
所得別構成	79.0	78.1	71.9	4.2	5.2	5.4	0	0	0	13.2	9.7	8.8	3.6	7.0	13.9	100.0	100.0	100.0		

※1「令和6年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

令和7年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
10万円以下 の金額	1,164	744,734	2,017	102	79,634	177	-	-	-	486	405,073	918	324	128,271	267,400	2,076	1,357,717	270,512	2.5	1.3
10万円を超え 100万円以下	9,834	14,087,212	325,168	869	1,256,711	24,848	1	1,784	39	4,875	7,089,583	141,117	349	554,532	128,347	15,928	22,989,822	619,519	19.0	3.0
100万円 "	15,192	38,625,381	1,270,946	768	1,970,533	64,182	1	2,699	77	2,899	7,254,775	230,618	354	965,606	137,516	19,214	48,818,994	1,703,339	23.0	8.3
200万円 "	12,154	45,956,612	1,662,016	481	1,738,521	66,638	1	3,378	120	1,310	4,869,029	180,614	350	1,381,401	149,030	14,296	53,948,941	2,058,418	17.1	10.0
300万円 "	7,583	38,064,923	1,439,087	308	1,472,293	60,813	-	-	-	697	3,354,476	133,327	301	1,506,999	108,401	8,889	44,398,691	1,741,628	10.6	8.5
400万円 "	6,689	43,567,430	1,693,499	277	1,709,357	73,188	-	-	-	518	3,186,569	134,835	368	2,372,592	151,976	7,832	50,835,948	2,053,498	9.4	10.0
500万円 "	3,565	29,584,701	1,191,907	192	1,542,115	66,557	-	-	-	263	2,038,322	89,734	223	1,806,948	151,325	4,243	34,972,086	1,499,523	5.1	7.3
700万円 "	3,986	42,140,490	1,779,040	201	2,055,475	91,378	-	-	-	271	2,729,732	125,598	323	3,417,429	301,040	4,781	50,343,126	2,297,056	5.7	11.2
1000万円を 超える金額	4,814	107,047,007	5,081,308	373	10,405,762	521,363	-	-	-	450	14,785,776	762,168	751	22,986,332	1,930,527	6,388	155,224,877	8,295,366	7.6	40.4
合計	64,961	359,818,490	14,444,988	3,571	22,230,401	969,144	3	7,861	236	11,769	45,713,340	1,798,929	3,343	35,120,110	3,325,562	83,647	462,890,202	20,538,859	100.0	100.0
所得別構成	77.6	77.7	70.3	4.3	4.8	4.7	0	0	0	14.1	9.9	8.8	4.0	7.6	16.2	100.0	100.0	100.0		

※1「令和7年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

令和8年度 課税標準段階別の調

区分 課税標準額の段階	給与所得者			営業等所得者			農業所得者			その他の所得者			分離課税をした者			合計			納税義務者の構成	所得割額の構成
	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額	納税義務者	総所得金額等	所得割額		
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	%	%
10万円以下の金額	844	564,882	1,683	93	79,210	186	-	-	-	457	373,540	831	356	129,585	503,574	1,750	1,147,217	506,274	2.1	2.3
10万円を超え100万円以下	8,940	13,162,017	298,146	903	1,299,459	26,278	1	2,404	35	5,036	7,347,711	143,497	320	512,893	163,986	15,200	22,324,484	631,942	18.1	2.9
100万円 " 200万円 "	14,495	36,973,265	1,214,768	752	1,895,995	62,370	-	-	-	2,969	7,393,112	236,212	369	998,182	125,647	18,585	47,260,554	1,638,997	22.2	7.5
200万円 " 300万円 "	12,088	45,739,557	1,658,252	523	1,898,203	72,733	2	6,492	222	1,361	5,087,026	186,876	309	1,202,089	123,095	14,283	53,933,367	2,041,178	17.1	9.4
300万円 " 400万円 "	8,033	40,129,138	1,519,968	312	1,480,142	61,288	1	3,500	183	697	3,379,290	135,470	309	1,560,821	107,899	9,352	46,552,891	1,824,808	11.2	8.4
400万円 " 550万円 "	6,973	45,501,158	1,769,388	329	2,022,061	85,590	-	-	-	539	3,334,038	138,809	394	2,552,912	167,712	8,235	53,410,169	2,161,499	9.8	9.9
550万円 " 700万円 "	3,714	30,686,061	1,236,609	169	1,335,932	57,910	-	-	-	277	2,176,261	94,555	240	1,953,895	129,550	4,400	36,152,149	1,518,624	5.3	7.0
700万円 " 1000万円 "	4,253	45,015,258	1,903,583	183	1,865,083	82,091	-	-	-	282	2,816,114	129,650	349	3,654,648	250,072	5,067	53,351,103	2,365,396	6.0	10.9
1000万円を超える金額	5,192	115,760,835	5,470,280	391	11,308,194	570,141	-	-	-	461	15,980,968	811,128	862	27,100,025	2,219,362	6,906	170,150,022	9,070,911	8.2	41.7
合計	64,532	373,532,171	15,072,677	3,655	23,184,279	1,018,587	4	12,396	440	12,079	47,888,060	1,877,028	3,508	39,665,050	3,790,897	83,778	484,281,956	21,759,629	100.0	100.0
所得別構成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
	77.0	77.1	69.3	4.4	4.8	4.7	0	0	0	14.4	9.9	8.6	4.2	8.2	17.4	100.0	100.0	100.0		

※1「令和8年度市町村税課税状況等の調(5表6表7表9表11表12表)」による。

2「課税標準額の段階」は総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分する。

(2) 市民税(法人) (現年課税分)

(I) 納税義務者数調

法人税割

(単位:社)

年度 資本金等	令和5	令和6	令和7	税 率 R1.10.1以降開始の事業年度 (R1.9.30以前開始の事業年度)
10億円以上	424	411	394	8.4% (12.1%)
1億円以上 10億円未満	484	474	463	7.2% (10.9%)
上記以外	8,903	9,085	9,047	6.0% (9.7%)
合 計	9,811	9,970	9,904	

※税制改正により、令和元年10月1日以降に開始する事業年度から法人税割の税率が引き下げられた。

均等割

(単位:社)

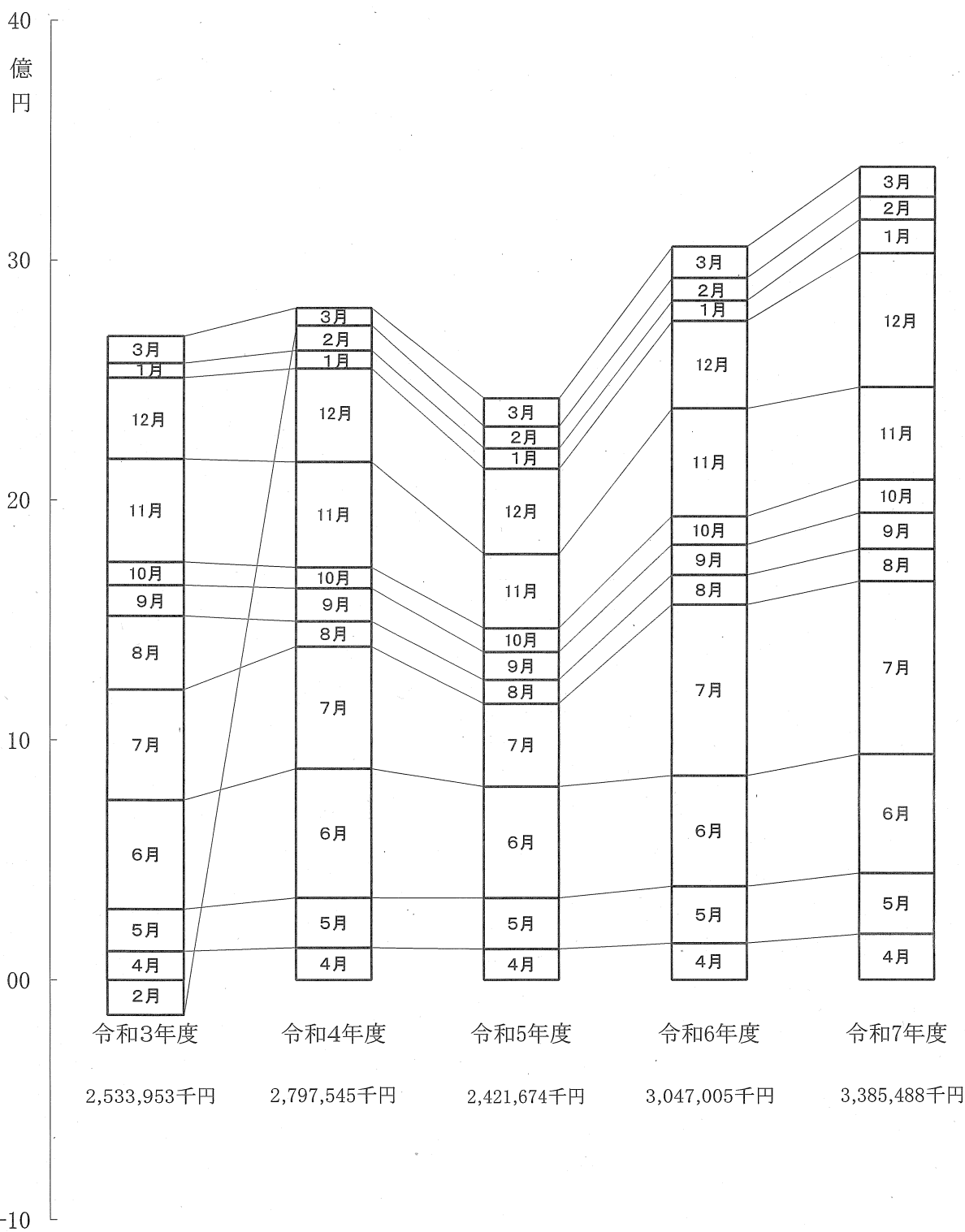
年度 資本金等 従業員数	令和5	令和6	令和7	税 率
50億円超 50人超	53	53	55	300万円
10億円超 50億円以下 50人超	20	20	17	175万円
10億円超 50人以下	349	336	319	41万円
1億円超 10億円以下 50人超	24	26	27	40万円
1億円超 10億円以下 50人以下	388	384	369	16万円
1,000万円超 1億円以下 50人超	56	58	59	15万円
1,000万円超 1億円以下 50人以下	1,130	1,129	1,118	13万円
1,000万円以下 50人超	26	29	25	12万円
1,000万円以下 50人以下	7,765	7,935	7,915	5万円
合 計	9,811	9,970	9,904	

(Ⅱ)税率別調定額調

年度	区分 税率 (法人税割)	調 定 額					
		均等割(円)	前年度比(%)	法人税割(円)	前年度比(%)	合 計(円)	前年度比(%)
令和5	12.1%※	-	-	903,900	△ 83.4	903,900	△ 83.4
	10.9%※	-	-	10,300	△ 98.7	10,300	△ 98.7
	9.7%※	545,800	△ 78.7	4,849,700	32.0	5,395,500	△ 13.4
	8.4%	288,407,600	0.4	824,337,500	△ 25.1	1,112,745,100	△ 19.8
	7.2%	68,255,800	△ 2.9	237,167,900	23.5	305,423,700	16.4
	6.0%	423,241,100	△ 0.4	573,954,000	△ 19.2	997,195,100	△ 12.1
	計	780,450,300	△ 0.6	1,641,223,300	△ 18.5	2,421,673,600	△ 13.4
令和6	12.1%※	140,000	-	27,845,300	2,980.6	27,985,300	2,996.1
	10.9%※	-	-	11,100	7.8	11,100	7.8
	9.7%※	429,100	△ 21.4	1,094,100	△ 77.4	1,523,200	△ 71.8
	8.4%	312,705,200	8.4	1,135,436,700	37.7	1,448,141,900	30.1
	7.2%	70,993,500	4.0	220,431,200	△ 7.1	291,424,700	△ 4.6
	6.0%	433,246,400	2.4	844,672,700	47.2	1,277,919,100	28.2
	計	817,514,200	4.7	2,229,491,100	35.8	3,047,005,300	25.8
令和7	12.1%※	-	-	63,600	△ 99.8	63,600	△ 99.8
	10.9%※	-	-	900	△ 91.9	900	△ 91.9
	9.7%※	100,000	△ 76.7	21,800	△ 98.0	121,800	△ 92.0
	8.4%	303,872,000	△ 2.8	1,544,222,500	36.0	1,848,094,500	27.6
	7.2%	70,850,800	△ 0.2	265,034,400	20.2	335,885,200	15.3
	6.0%	457,502,200	5.6	743,819,300	△ 11.9	1,201,321,500	△ 6.0
	計	832,325,000	1.8	2,553,162,500	14.5	3,385,487,500	11.1

※ 令和元年10月1日より前に開始する事業年度まで適用される税率

(Ⅲ) 申告月別調定額調



8. 固定資産税(当初課税分)

(1) 固定資産税(都市計画税)課税標準額調

(単位:千円)

年度 区分		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
固定資産税	土地	695,204,391	735,901,602	783,690,344	800,668,410	803,540,966
	家屋	407,308,883	413,733,373	416,261,579	426,305,622	432,421,065
	小計	1,102,513,274	1,149,634,975	1,199,951,923	1,226,974,032	1,235,962,031
	償却資産	122,397,761	128,541,155	128,032,403	141,856,484	94,762,734
	純固定資産税計	1,224,911,035	1,278,176,130	1,327,984,326	1,368,830,516	1,330,724,765
	交付金	16,824,703	32,085,620	30,986,998	30,370,174	30,764,026
	固定資産税合計	1,241,735,738	1,310,261,750	1,358,971,324	1,399,200,690	1,361,488,791
都市計画税	土地	1,012,088,861	1,064,725,140	1,127,000,094	1,147,932,136	1,151,445,913
	家屋	407,257,914	413,682,402	416,210,941	426,254,984	432,370,426
	都市計画税合計	1,419,346,775	1,478,407,542	1,543,211,035	1,574,187,120	1,583,816,339

(2) 土地・家屋平均価格等調

(単位:円/㎡)

年度	区分	土地				家屋		
		畑	宅地	山林	雑種地	木造	非木造	計
令和4	平均価格	270,658	396,330	179,989	400,209	30,390	67,681	55,714
	最高価格	423,950	5,325,907	179,987	2,281,158	-	-	-
令和5	平均価格	277,781	396,403	179,989	399,635	31,496	68,180	56,422
	最高価格	423,950	5,325,907	179,987	2,281,158	-	-	-
令和6	平均価格	284,836	418,441	183,339	422,917	31,707	68,020	56,455
	最高価格	453,700	5,722,900	183,341	2,402,333	-	-	-
令和7	平均価格	267,858	418,171	183,339	423,726	32,954	68,856	57,462
	最高価格	453,700	5,722,900	183,341	2,402,333	-	-	-
令和8	平均価格	264,449	418,204	183,339	423,808	34,292	69,385	58,227
	最高価格	453,700	5,722,900	183,341	2,402,333	-	-	-

※畑: 介在畑、市街化区域畑

(3) 土地地目別地積、価格、課税標準額、筆数調

区分 \ 年度			令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
地積 (㎡)	法定免税点以上	畑	249,163	243,858	240,144	234,462	235,059
		宅地	6,362,101	6,367,927	6,367,982	6,379,247	6,380,614
		山林	180	180	180	180	180
		雑種地	160,230	160,561	160,964	160,547	160,543
		計	6,771,674	6,772,526	6,769,270	6,774,436	6,776,396
	非課税・法定免税点未満		3,487,684	3,488,083	3,492,517	3,489,332	3,490,173
評価額 (千円)	法定免税点以上	畑	4,179,307	5,205,779	4,679,270	3,156,871	2,974,207
		宅地	2,521,523,098	2,524,294,010	2,664,653,656	2,667,638,654	2,668,423,953
		山林	32,398	32,398	33,001	33,001	33,001
		雑種地	64,207,048	64,250,065	68,163,750	68,117,436	68,125,405
		計	2,589,941,851	2,593,782,252	2,737,529,677	2,738,945,962	2,739,556,566
	法定免税点未満		76,776	71,704	72,555	70,656	70,548
課税標準額 (千円)	法定免税点以上	畑	1,419,684	1,226,857	1,940,399	1,085,380	1,030,591
		宅地	659,516,591	697,694,329	741,948,900	758,727,656	761,612,339
		山林	18,545	19,439	19,801	19,801	19,801
		雑種地	34,249,571	36,960,977	39,781,244	40,835,573	40,878,235
		計	695,204,391	735,901,602	783,690,344	800,668,410	803,540,966
	法定免税点未満		16,657	16,354	16,489	16,195	16,056
筆数 (筆)	法定免税点以上	畑	382	369	358	349	350
		宅地	38,603	38,644	38,668	38,777	38,852
		山林	1	1	1	1	1
		雑種地	853	854	857	857	857
		計	39,839	39,868	39,884	39,984	40,060
	非課税・法定免税点未満		20,549	20,703	20,891	21,024	21,180

(4) 家屋棟数、床面積、価格等調

年度 区分		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
棟数(棟)	木造	19,734 (178)	19,761 (167)	19,730 (164)	19,765 (159)	19,813 (154)
	非木造	8,167 (11)	8,188 (10)	8,235 (13)	8,257 (13)	8,242 (13)
	計	27,901 (189)	27,949 (177)	27,965 (177)	28,022 (172)	28,055 (167)
床面積 (㎡)	木造	2,347,134 (6,176)	2,351,529 (5,566)	2,349,258 (5,453)	2,355,522 (5,218)	2,362,344 (5,014)
	非木造	4,966,865 (229)	4,985,214 (220)	5,027,693 (233)	5,066,655 (233)	5,067,364 (229)
	計	7,313,999 (6,405)	7,336,743 (5,786)	7,376,951 (5,686)	7,422,177 (5,451)	7,429,708 (5,243)
価格 (千円)	木造	71,328,510 (14,459)	74,062,692 (13,261)	74,486,845 (12,722)	77,622,921 (12,285)	81,009,751 (11,588)
	非木造	336,163,422 (2,204)	339,891,059 (2,171)	341,981,683 (2,271)	348,871,483 (2,272)	351,599,215 (2,089)
	計	407,491,932 (16,663)	413,953,751 (15,432)	416,468,528 (14,993)	426,494,404 (14,557)	432,608,966 (13,677)
単位当たり 価格(円)	木造	30,390	31,496	31,707	32,954	34,292
	非木造	67,681	68,180	68,020	68,856	69,385

※ ()内は免税点未満を示す。

(5) 家屋新增築調

区分 \ 年度		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
棟数(棟)	木造	364	310	273	308	325
	非木造	107	89	108	80	59
	計	471	399	381	388	384
床面積(m ²)	木造	43,648	37,203	31,961	36,189	39,039
	非木造	48,646	30,326	36,257	46,117	25,494
	計	92,294	67,529	68,218	82,306	64,533
評価額 (千円)	木造	3,815,332	3,231,333	3,123,510	3,534,590	3,836,304
	非木造	6,210,273	3,539,482	4,461,078	6,194,422	3,175,744
	計	10,025,605	6,770,815	7,584,588	9,729,012	7,012,048

(6) 家屋減少調

区分 \ 年度		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
棟数(棟)	木造	295	283	303	271	279
	非木造	54	74	66	79	84
	計	349	357	369	350	363
床面積(m ²)	木造	31,679	32,833	34,275	30,336	32,372
	非木造	22,485	19,845	11,672	17,301	28,686
	計	54,164	52,678	45,947	47,637	61,058
評価額 (千円)	木造	437,721	504,040	472,762	447,113	462,450
	非木造	919,844	878,932	341,494	500,013	1,013,106
	計	1,357,565	1,382,972	814,256	947,126	1,475,556

(7) 償却資産評価状況調

区分 \ 年度			令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
評価額(千円)	市長が価格等を決定したもの	構築物	52,976,499	56,289,201	54,152,098	52,782,252	52,889,426
		機械及び装置	5,543,982	8,094,273	9,514,773	9,688,828	10,079,752
		船舶	602	2,476	2,642	602	602
		航空機	-	-	-	-	-
		車両及び運搬具	13,573	18,365	9,724	12,967	22,638
		工具、器具、備品	36,150,343	39,317,727	38,320,541	50,743,806	35,771,900
		小計	94,684,999	103,722,042	101,999,778	113,228,455	98,764,318
	総務大臣が配分したもの		28,573,879	25,615,616	26,731,162	29,242,365	26,252,877
	知事が配分したもの		3,032	3,022	3,013	3,005	2,997
	知事が決定したもの		-	-	-	-	-
	合計		123,261,910	129,340,680	128,733,953	142,473,825	125,020,192
納税義務者数(人)	個人		502	507	542	515	483
	法人		1,936	2,003	2,035	2,056	2,119
	計		2,438	2,510	2,577	2,571	2,602

9. 軽自動車税

(1) 軽自動車税(環境性能割)

令和元年10月1日より、市町村税の「軽自動車税(環境性能割)」が創設され、軽自動車(新車・中古車を問わず)を取得した場合、以下のとおり課税される。(当分の間、都が賦課徴収等を行う。)
令和8年3月31日で廃止。

納税義務者	三輪以上の軽自動車(新車・中古車)の取得者
課税標準	当該軽自動車の取得価格(免税点50万円)
税 率	当該軽自動車の燃費基準達成度等に応じて0～3%(当面の間の措置として、0～2%に軽減)

年度末までに都から市に納付された額

年 度	令和5	令和6	令和7
件 数	213	247	224
調定額(円)	4,682,000	5,578,400	5,410,400

(2) 軽自動車税(種別割)車種別保有・登録・廃車台数調

(単位:台)

区分 車両	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計	4/1 保有	登録	廃車	計
50cc以下	1,679	194	273	1,600	1,600	191	255	1,536	1,536	192	260	1,468
90cc以下	193	24	22	195	195	25	28	192	192	14	26	180
125cc以下	1,047	182	153	1,076	1,076	149	140	1,085	1,085	156	162	1,079
ミニカー	70	12	10	72	72	14	11	75	75	27	16	86
軽二輪	1,143	170	147	1,166	1,166	145	164	1,147	1,147	152	173	1,126
軽三輪	1	-	-	1	1	-	-	1	1	1	1	1
四輪乗用	2,968	633	597	3,004	3,004	600	527	3,077	3,077	588	543	3,122
四輪貨物	1,836	287	315	1,808	1,808	282	310	1,780	1,780	268	307	1,741
小型特殊	70	5	5	70	70	7	2	75	75	1	0	76
二輪の小型 自動車	1,258	366	281	1,343	1,343	464	464	1,343	1,343	314	307	1,350
合 計	10,265	1,873	1,803	10,335	10,335	1,877	1,901	10,311	10,311	1,713	1,795	10,229

(非課税車両を除く。)

(3) 軽自動車税(種別割)課税台数及び調定額調(現年課税分)

(単位:台・円)

区分 車種			令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
原動機付自転車	50cc以下		1,674	3,348,000	1,592	3,184,000	1,533	3,066,000
	50ccを超え 90cc以下		193	386,000	195	390,000	192	384,000
	90ccを超え 125cc以下		1,047	2,512,800	1,075	2,580,000	1,081	2,594,400
	ミニカー		70	259,000	72	266,400	75	277,500
	計		2,984	6,505,800	2,934	6,420,400	2,881	6,321,900
軽自動車	二輪車		1,138	4,096,800	1,159	4,172,400	1,141	4,107,600
	三輪車		1	4,600	1	4,600	1	4,600
	四輪乗用	営業用	1	6,900	4	30,200	5	35,700
		自家用	2,888	29,968,500	2,923	30,633,300	2,995	31,936,500
	四輪貨物	営業用	185	707,800	184	714,400	194	725,300
		自家用	1,616	8,101,900	1,596	8,090,500	1,564	7,976,700
	計		5,829	42,886,500	5,867	43,645,400	5,900	44,786,400
小型特殊	農耕作業用		47	112,800	48	115,200	49	117,600
	特殊作業用		23	135,700	24	141,600	26	153,400
	計		70	248,500	72	256,800	75	271,000
二輪の小型自動車			1,239	7,434,000	1,330	7,980,000	1,335	8,010,000
合 計			10,122	57,074,800	10,203	58,302,600	10,191	59,389,300

10. 市たばこ税

(1) 調定状況調(現年課税分)

区分 \ 年度		令和5	令和6	令和7
課税標準数量	一般分(本)	135,442,325	133,172,675	131,374,951
税率	一般分	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本	6,552円/1,000本
調定税額(円)		886,373,785	872,547,348	860,768,660
住民一人当たり	本数(本)	915	901	887
	税額(円)	5,990	5,903	5,815

※1. 住民一人当たり算出における人口は、当該年度の初日が属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

(2) 月別課税標準数量・調定額調(現年課税分)

(単位:本・円)

月別 \ 区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額	課税標準数量	調定額
4	12,093,152	79,234,330	10,805,823	70,799,751	10,853,872	71,114,568
5	10,713,585	70,195,407	11,140,911	72,995,247	11,294,500	74,001,562
6	12,090,478	78,172,507	11,863,725	77,731,125	11,331,874	74,246,438
7	11,598,650	75,994,352	10,453,861	68,493,696	10,849,000	71,082,646
8	11,292,825	73,990,588	11,876,036	77,811,786	11,362,413	74,446,528
9	11,244,902	73,676,596	10,994,896	72,038,556	10,740,549	70,372,075
10	11,281,427	73,915,907	11,053,946	72,425,453	11,164,282	73,148,374
11	11,366,360	74,472,387	11,492,862	75,301,231	11,615,796	76,106,693
12	11,074,324	72,558,970	11,124,405	72,887,098	9,964,433	65,286,964
1	11,889,381	77,899,223	11,486,214	75,257,675	12,115,781	79,382,595
2	10,654,867	69,810,686	10,893,621	71,375,002	10,327,606	67,666,474
3	10,142,374	66,452,832	9,986,375	65,430,728	9,754,845	63,913,743
合計	135,442,325	886,373,785	133,172,675	872,547,348	131,374,951	860,768,660
前年度比	101.5%	101.4%	98.3%	98.4%	98.7%	98.7%

11. 入湯税(調定状況調・現年課税分)

区分 \ 年度	令和5	令和6	令和7
税 率	150円/1人	150円/1人	150円/1人
特別徴収義務者数	-	-	-
入湯客数	-	-	-
調定税額	-	-	-
住民一人当たり税額	-	-	-

※平成17年度以降、収入なし。

12. 事業所税(調定額調)

(単位:円)

区分 \ 年度	令和5	令和6	令和7
資産割	421,541,600	421,815,900	449,355,400
従業者割	224,794,400	236,001,100	286,653,700
計	646,336,000	657,817,000	736,009,100

13. 都民税(個人)

(1) 調定・収入状況調

(単位:千円)

年度	区分	現年課税分		滞納繰越分		合 計	
		調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
令和5		12,834,694	12,749,493	152,208	59,229	12,986,902	12,808,722
令和6		12,757,482	12,672,355	170,681	75,822	12,928,163	12,748,177
令和7		14,033,600	13,955,298	175,726	72,330	14,209,326	14,027,628

(2) 徴収取扱費及び交付金調

(単位:円)

区分	年度	令和5	令和6	令和7
納税義務者の数によるもの		255,144,000	256,362,000	256,983,000
納税通知書によるもの (1通60円)		-	-	-
払込金額によるもの (払込金額の100分の7)		28,724	55,561	22,671
過誤納金及び還付金に係る金額		22,212,220	17,429,929	44,135,364
還付加算金に係る金額		37,011	17,043	26,052
地方税法第47条第1項第5号に 定める金額		11,459,340	5,685,264	28,038,196
報奨金に係る金額		-	-	-
合 計		288,881,295	279,549,797	329,205,283

14. 税関係証明及び閲覧件数調

(単位:件)

年度	月別 種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5	納・課税証明 (コンビニでの課税証明を除外)	1,015	1,007	3,039	2,269	1,772	1,612	1,656	1,216	1,169	1,245	1,229	1,213	18,442
	コンビニでの課税証明	153	106	852	507	351	405	366	223	281	221	228	220	3,913
	評価・その他証明	1,671	1,189	1,097	785	731	759	828	801	793	602	741	602	10,599
	閲覧	123	77	74	69	58	59	77	68	80	77	90	57	909
	評価通知書	327	199	231	119	95	169	152	138	115	116	131	103	1,895
	計	3,289	2,578	5,293	3,749	3,007	3,004	3,079	2,446	2,438	2,261	2,419	2,195	35,758
令和6	納・課税証明 (コンビニでの課税証明を除外)	1,136	1,093	3,167	3,367	1,583	1,648	1,786	1,230	1,011	1,270	981	1,122	19,394
									[2]	[17]	[33]	[36]	[37]	[125]
	コンビニでの課税証明	212	177	1,470	1,019	342	349	473	343	264	167	227	252	5,295
	評価・その他証明	1,795	1,366	982	850	634	867	767	871	673	1,002	610	538	10,955
									[0]	[0]	[2]	[2]	[0]	[4]
	閲覧	131	70	70	84	59	67	54	72	73	83	82	69	914
									[0]	[0]	[1]	[9]	[0]	[10]
令和7	評価通知書	326	158	219	166	126	131	125	155	98	-	-	-	1,504
	計	3,600	2,864	5,908	5,486	2,744	3,062	3,205	2,671	2,119	2,522	1,900	1,981	38,062
									[2]	[17]	[36]	[47]	[37]	[139]
	納・課税証明 (コンビニでの課税証明を除外)	1,081	977	2,516	3,758	1,755	1,652	1,685	1,127	1,197	1,237	1,109	1,299	19,393
		[28]	[59]	[52]	[99]	[43]	[55]	[95]	[61]	[51]	[53]	[68]	[59]	[723]
	コンビニでの課税証明	294	177	1,122	2,468	483	485	548	370	319	340	281	430	7,317
令和7	評価・その他証明	1,998	1,130	978	881	848	894	887	810	760	725	683	612	11,206
		[2]	[4]	[10]	[0]	[2]	[2]	[0]	[2]	[5]	[4]	[2]	[5]	[38]
	閲覧	179	91	98	93	84	75	77	66	77	83	85	67	1,075
		[1]	[1]	[1]	[0]	[2]	[1]	[1]	[1]	[0]	[3]	[2]	[2]	[15]
	評価通知書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	3,552	2,375	4,714	7,200	3,170	3,106	3,197	2,373	2,353	2,385	2,158	2,408	38,991
		[31]	[64]	[63]	[99]	[47]	[58]	[96]	[64]	[56]	[60]	[72]	[66]	[776]

納・課税証明から閲覧まで、公用、無料の証明は含まない。[]はオンライン申請の件数(内数)。
オンライン申請は令和6年11月27日から開始、評価通知書は令和6年12月末で発行終了。

15. 市税納税成績調

税 目	年度	調定額		収入済額		還付未済額		調定に対する収入の割合(%)		不納欠損額		収入未済額		収入未済額のうち処分停止額	
		税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数
市 民 税	令和5	22,017,098	369,040	21,730,689	357,311	1,458	120	98.7	96.8	10,721	682	277,146	11,167	26,472	1,265
	令和6	22,593,387	347,231	22,301,380	334,792	4,193	223	98.7	96.4	11,202	544	284,998	12,118	30,272	1,493
	令和7	24,864,640	378,984	24,571,121	365,748	3,612	168	98.8	96.5	20,124	904	277,007	12,500	35,323	1,988
固定資産税	令和5	18,617,199	202,986	18,503,324	200,406	641	21	99.4	98.7	625	32	113,891	2,569	1,199	92
	令和6	19,148,256	203,877	19,036,321	201,225	1,571	52	99.4	98.7	613	55	112,893	2,649	1,512	116
	令和7	19,423,859	204,375	19,301,984	201,535	1,491	42	99.4	98.6	44,342	136	79,024	2,746	1,590	110
軽自動車税	令和5	64,930	11,251	61,166	10,171	2	1	94.2	90.4	361	95	3,405	986	224	67
	令和6	67,292	11,433	63,530	10,306	35	7	94.4	90.1	257	75	3,540	1,059	371	98
	令和7	68,327	11,470	64,962	10,477	46	11	95.1	91.3	433	131	2,978	873	548	128
市たばこ税	令和5	886,374	76	886,374	76	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和6	872,547	69	872,547	69	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和7	860,769	75	860,769	75	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
事業所税	令和5	646,336	192	646,336	192	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和6	657,817	180	657,817	180	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
	令和7	736,009	214	736,009	214	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-
都市計画税	令和5	2,971,726	(192,284)	2,952,701	(189,856)	66	(14)	99.4	98.7	89	(26)	19,001	(2,416)	182	(83)
	令和6	3,099,251	(192,831)	3,080,345	(190,326)	278	(47)	99.4	98.7	55	(41)	19,128	(2,511)	172	(90)
	令和7	3,154,140	(193,181)	3,138,033	(190,561)	276	(42)	99.5	98.6	5,102	(120)	11,281	(2,542)	139	(94)
総 計	令和5	45,203,663	583,545	44,780,590	568,156	2,167	142	99.1	97.4	11,796	809	413,444	14,722	28,078	1,424
	令和6	46,438,550	562,790	46,011,940	546,572	6,077	282	99.1	97.1	12,127	674	420,559	15,826	32,326	1,707
	令和7	49,107,744	595,118	48,672,878	578,049	5,425	221	99.1	97.1	70,001	1,171	370,290	16,119	37,600	2,226

※()内の件数は総計に含まない。
 現年度及び滞納繰越の合算
 本表は千円単位で表示しているため、計算結果が整合しないことがある。

16. 徴税費に関する調

区分	年度	令和5	令和6	令和7
市 税 総 収 入 (A)		千円 44,780,590	千円 46,011,939	千円 48,672,878
徴 税 費 (B)		722,260	789,663	896,499
人 件 費		532,186	553,850	624,255
基 本 給		223,897	227,619	248,266
諸 手 当		181,313	199,255	230,524
超過勤務手当		21,740	26,891	29,574
その他の手当		159,573	172,364	200,950
その他の人件費		126,976	126,976	145,465
物 件 費 (需 用 費)		86,446	95,793	129,456
旅 費		1,051	1,446	1,219
賃 金		—	—	—
そ の 他		85,395	94,347	128,237
報 奨 金 等		635	578	540
納税貯蓄組合補助金		628	573	535
そ の 他		7	5	5
そ の 他		102,993	139,442	142,248
関係収入(都民税徴収取扱費) (C)		255,144	256,362	256,983
純 徴 税 費 (B) - (C) = (D)		467,116	533,301	639,516
市税収入に対する徴税費の割合 (D) / (A)		1%	1.2%	1.3%
徴 税 職 員 数		61人	62人	67人
徴 税 職 員 1 人 当 たり 人 口		2,426人	2,384人	2,209人
徴 税 職 員 1 人 当 たり 世 帯		1,283世帯	1,269世帯	1,183世帯
住 民 1 人 当 たり 純 徴 税 費		3,157円	3,608円	4,320円
一 世 帯 当 たり 純 徴 税 費		5,967円	6,779円	8,070円

- ※ 1. 「その他の手当」は期末勤勉手当、通勤手当、その他の手当等の合計額。
 2. 「その他の人件費」は、徴税職員にかかる共済組合負担金、固定資産評価審査委員会委員の報酬である。
 3. 1人当たりの基準となる人口及び世帯は、当該年度の初日の属する年の1月1日現在の住民基本台帳人口による。

17. 生活困窮による市税減免申請実績調

(単位:円・件)

区分 年度	税目	申請		処 分 結 果								取り下げ	
				減 免						棄却			
				全額免除		一部減額		計					
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
令和5	市・都民税	1,274,500	27	1,274,500	27	0	0	1,274,500	27	0	0	0	0
	固定・都計税	578,400	14	523,400	12	55,000	2	578,400	14	0	0	0	0
	合 計	1,852,900	41	1,797,900	39	55,000	2	1,852,900	41	0	0	0	0
令和6	市・都民税	2,052,000	44	866,600	16	1,134,800	27	2,001,400	43	0	0	50,600	1
	固定・都計税	637,000	16	581,500	13	55,500	3	637,000	16	0	0	0	0
	合 計	2,689,000	60	1,448,100	29	1,190,300	30	2,638,400	59	0	0	50,600	1
令和7	市・都民税	2,479,100	49	1,480,000	23	938,500	25	2,418,500	48	60,600	1	0	0
	固定・都計税	785,100	19	631,700	13	153,400	6	785,100	19	0	0	0	0
	合 計	3,264,200	68	2,111,700	36	1,091,900	31	3,203,600	67	60,600	1	0	0

18. 口座振替納税調

令和5年度

税目	市民税・ 都民税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税 (種別割)	計
振替予定額(千円)	3,777,863	8,695,695	719,413	3,115	13,196,086
件数(件)	27,634	79,279	3,154	528	110,595
振替額(千円)	3,699,154	8,588,894	718,651	3,073	13,009,772
振替件数(件)	27,009	78,000	3,133	524	108,666
金額(%)	97.9	98.8	99.9	98.7	98.6
件数(%)	97.7	98.4	99.3	99.2	98.3
当初納税通知書発送数(通)	31,053	46,545	2,433	10,265	-
当初加入率(%)	24.8	49.6	36.6	5.2	-

令和6年度

税目	市民税・都民税・ 森林環境税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税 (種別割)	計
振替予定額(千円)	4,246,362	9,151,694	712,721	3,645	14,114,422
件数(件)	26,628	79,260	3,350	614	109,852
振替額(千円)	4,142,717	9,028,077	711,433	3,618	13,885,845
振替件数(件)	25,989	77,949	3,316	610	107,864
金額(%)	97.6	98.6	99.8	99.3	98.4
件数(%)	97.6	98.3	99.0	99.3	98.2
当初納税通知書発送数(通)	31,568	47,342	2,502	10,335	-
当初加入率(%)	25.0	49.3	37.6	6.0	-

令和7年度

税目	市民税・都民税・ 森林環境税	固定資産税・ 都市計画税	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税 (種別割)	計
振替予定額(千円)	4,794,199	9,725,762	719,506	4,029	15,243,495
件数(件)	27,900	78,841	3,359	696	110,796
振替額(千円)	4,695,661	9,594,828	718,690	4,006	15,013,185
振替件数(件)	27,248	77,447	3,335	691	108,721
金額(%)	98.0	98.7	99.9	99.4	98.4
件数(%)	97.7	98.2	99.3	99.3	98.2
当初納税通知書発送数(通)	32,842	47,727	2,534	10,311	-
当初加入率(%)	24.2	49.2	39.0	6.8	-

19. 督促状発付調

(1) 市民税・都民税・森林環境税(個人)、市民税(法人)

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和5	34,608,052	358,290	881,024	20,198	2.5	5.6
令和6	35,152,011	335,637	1,024,040	20,396	2.9	6.1
令和7	38,701,952	367,111	1,085,957	22,059	2.8	6.0

※森林環境税は、税制改正により令和6年度から市民税・都民税の均等割りの枠組みを用いて徴収。

(2) 固定資産税・都市計画税

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和5	21,013,095	200,547	464,236	10,166	2.2	5.1
令和6	21,682,920	201,377	499,681	10,400	2.3	5.2
令和7	22,021,027	201,735	512,338	10,643	2.3	5.3

※固定資産税・都市計画税には、償却資産に係るものを含む。

(3) 軽自動車税(種別割)

(単位:千円・件)

区分 年度	調定		督促		発付割合(%)	
	税額	件数	税額	件数	税額	件数
令和5	57,075	10,122	4,807	1,124	8.4	11.1
令和6	58,319	10,207	4,615	1,040	7.9	10.2
令和7	59,389	10,191	4,557	1,024	7.7	10.0

20. 差押状況調

(単位:千円・件・人)

区分 年度	不動産			動産			債権等			計		
	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員	税額	件数	人員
令和5	5,690	92	7	-	-	-	97,941	1,885	347	103,631	1,977	354
令和6	12,522	42	6	666	3	2	117,452	2,078	500	130,640	2,123	508
令和7	2,485	20	5	279	9	1	71,224	1,728	399	73,988	1,757	405

21. 交付要求調

区分 年度	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
令和5	8,491	164	50
令和6	21,186	317	76
令和7	8,512	218	68

22. 徴収(換価)猶予調

区分 年度	税額(千円)	件数(件)	人員(人)
令和5	1,331	19	5
令和6	1,961	6	1
令和7	825	3	1

23. 市税の税率等の推移

年度		令和6	令和7	令和8																																																													
区分	税率	均等割 3,000円	同左	同左																																																													
		所得割 6%	同左	同左																																																													
個人市民税	給与所得控除	給与収入金額180万円以下 収入金額×40/100 - 10万円(最低控除額 55万円) 給与収入金額180万円超360万円以下 (収入金額 - 180万円) × 30/100 + 62万円 給与収入金額360万円超660万円以下 (収入金額 - 360万円) × 20/100 + 116万円 給与収入金額660万円超850万円以下 (収入金額 - 660万円) × 10/100 + 176万円 給与収入金額850万円超 195万円 ただし、給与収入が660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。	同左	給与収入金額190万円以下 65万円 給与収入金額190万円超360万円以下 (収入金額 - 190万円) × 30/100 + 65万円 給与収入金額360万円超660万円以下 (収入金額 - 360万円) × 20/100 + 116万円 給与収入金額660万円超850万円以下 (収入金額 - 660万円) × 10/100 + 176万円 給与収入金額850万円超 195万円 ただし、給与収入が660万円未満である場合は、簡易給与所得表により給与所得を算定する。																																																													
	給与所得額より控除	令和3年度より新設 (1)所得金額調整控除(子ども等) =(給与収入金額-850万円)×10% ※上限額15万円 給与収入金額850万円超の納税義務者について、 ①～④のいずれかの要件を満たす場合は、給与所得額から控除する。 【適用要件】 ①本人が特別障害者に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③特別障害者である同一生計配偶者を有する ④特別障害者である扶養親族を有する (2)所得金額調整控除(年金等) =(給与所得控除後の給与等の金額(※1)+公的年金等雑所得(※1))-10万円 ※1 10万円を超える場合は10万円とする。 給与所得および公的年金等雑所得があり、その合計額が10万円超の納税義務者について、給与所得額から控除する。	同左	同左																																																													
	特定支出控除	(適用要件) 特定支出の合計額が給与所得控除額の1/2を超える場合 (給与収入金額から控除できる額) 特定支出の合計額のうち給与所得控除額の1/2を超える部分の金額	同左	同左																																																													
	青色専従者控除	税務署によって承認された額	同左	同左																																																													
	白色専従者控除	所得者の配偶者 A=86万円 配偶者以外 A=50万円 上記Aの金額か、不動産所得、事業所得または山林所得の金額を(専従者数+1)で割った額のいずれか少ない額	同左	同左																																																													
公的年金等控除	(A)=年金収入額 65歳以上 <table><tr><th rowspan="2">年金収入(A)</th><th colspan="3">公的年金等控除額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th></th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td>330万円以下</td><td>1,100,000</td><td>1,000,000</td><td>900,000</td></tr><tr><td>330万円超 410万円以下</td><td>(A)×25%+275,000</td><td>(A)×25%+175,000</td><td>(A)×25%+75,000</td></tr><tr><td>410万円超 770万円以下</td><td>(A)×15%+685,000</td><td>(A)×15%+585,000</td><td>(A)×15%+485,000</td></tr><tr><td>770万円超 1,000万円以下</td><td>(A)×5%+1,455,000</td><td>(A)×5%+1,355,000</td><td>(A)×5%+1,255,000</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>1,955,000</td><td>1,855,000</td><td>1,755,000</td></tr></table> 65歳未満 <table><tr><th rowspan="2">年金収入(A)</th><th colspan="3">公的年金等控除額</th></tr><tr><th colspan="3">公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th></tr><tr><th></th><th>1,000万円以下</th><th>1,000万円超 2,000万円以下</th><th>2,000万円超</th></tr><tr><td>130万円以下</td><td>600,000</td><td>500,000</td><td>400,000</td></tr><tr><td>130万円超 410万円以下</td><td>(A)×25%+275,000</td><td>(A)×25%+175,000</td><td>(A)×25%+75,000</td></tr><tr><td>410万円超 770万円以下</td><td>(A)×15%+685,000</td><td>(A)×15%+585,000</td><td>(A)×15%+485,000</td></tr><tr><td>770万円超 1,000万円以下</td><td>(A)×5%+1,455,000</td><td>(A)×5%+1,355,000</td><td>(A)×5%+1,255,000</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>1,955,000</td><td>1,855,000</td><td>1,755,000</td></tr></table>	年金収入(A)	公的年金等控除額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	330万円以下	1,100,000	1,000,000	900,000	330万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000	410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000	1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000	年金収入(A)	公的年金等控除額			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額				1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	130万円以下	600,000	500,000	400,000	130万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000	410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000	1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000	同左	同左
年金収入(A)	公的年金等控除額																																																																
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																														
330万円以下	1,100,000	1,000,000	900,000																																																														
330万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000																																																														
410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000																																																														
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000																																																														
1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																														
年金収入(A)	公的年金等控除額																																																																
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額																																																																
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																														
130万円以下	600,000	500,000	400,000																																																														
130万円超 410万円以下	(A)×25%+275,000	(A)×25%+175,000	(A)×25%+75,000																																																														
410万円超 770万円以下	(A)×15%+685,000	(A)×15%+585,000	(A)×15%+485,000																																																														
770万円超 1,000万円以下	(A)×5%+1,455,000	(A)×5%+1,355,000	(A)×5%+1,255,000																																																														
1,000万円超	1,955,000	1,855,000	1,755,000																																																														

区分		年度	令和6	令和7	令和8
個人市民税	所得控除	雑損控除	次のいずれか多い金額 (1)損失額－補填額－(総所得金額等の10%) (2)災害関連支出金額－5万円	同左	同左
		医療費控除	(支払額)－(補填額)－(10万円または総所得金額等の5%の いずれか少ない金額)＝控除額(限度額200万円)	同左	同左
			セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)		
			(特定一般用医薬品等購入額)－(補填額)－1万2千円＝控除額(限度額8万8千円) ※従来の医療費控除との選択適用		
		社会保険料 控除	支払額全額	同左	同左
	小規模企業 共済等 掛金控除	支払額全額	同左	同左	
	生命保 険料 控除	(1)支払保険料が旧契約の一般生命保険料・個人年金保険料 の場合 (適用限度額35,000円) 15,000円以下 支払額全額 15,000円超40,000円以下 支払額×1/2+7,500円 40,000円超70,000円以下 支払額×1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ※旧契約:平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 (2)支払保険料が新契約の一般生命保険料・個人年金保険料・ 介護医療保険料の場合(適用限度額28,000円) 12,000円以下 支払額全額 12,000円超32,000円以下 支払額×1/2+6,000円 32,000円超56,000円以下 支払額×1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 ※新契約:平成24年1月1日以後に締結した保険契約等 (3)支払保険料の種類が複数ある場合(適用限度額70,000円) ・旧契約(1)と新契約(2)の計算方法をもとに、各保険料控除について それぞれ計算し合計する ・一般生命保険料控除と個人年金保険料控除において、新契約と 旧契約と両方の適用を受ける場合、限度額28,000円	同左	同左	

区分		年度	令和6	令和7	令和8																																																																																						
個人市民税	所得控除	地震保険料控除	(1)支払った保険料が地震保険契約に係るものだけの場合 50,000円以下 支払額×1/2 50,000円超 25,000円 (2)支払った保険料が旧長期損害保険契約に係るものだけの場合 5,000円以下 支払額全額 5,000円超15,000円以下 支払額×1/2+2,500円 15,000円超 10,000円 (3)支払った保険料が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合 (地震保険料について(1)により求めた金額)+(旧長期損害保険契約に係る損害保険料について(2)により求めた金額) (最高限度額25,000円)	同左	同左																																																																																						
		障害者控除	特別障害者 300,000円 扶養同居特別障害者 530,000円 上記以外 260,000円	同左	同左																																																																																						
		寡婦控除	260,000円	同左	同左																																																																																						
		ひとり親控除	300,000円	同左	同左																																																																																						
		勤労学生控除	260,000円	同左	同左																																																																																						
	配偶者控除	<table><tr><th colspan="2">納税者本人の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td rowspan="2">配偶者控除 (配偶者の合計所得 48万円以下)</td><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除 (配偶者の合計所得 48万円以下)	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円	同左	<table><tr><th colspan="2">納税者本人の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td rowspan="2">配偶者控除 (配偶者の合計所得 58万円以下)</td><td>一般</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>老人</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除 (配偶者の合計所得 58万円以下)	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																																																											
	納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																						
配偶者控除 (配偶者の合計所得 48万円以下)	一般	33万円	22万円	11万円																																																																																							
	老人	38万円	26万円	13万円																																																																																							
納税者本人の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																							
配偶者控除 (配偶者の合計所得 58万円以下)	一般	33万円	22万円	11万円																																																																																							
	老人	38万円	26万円	13万円																																																																																							
配偶者特別控除	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 (円) <table><tr><th></th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>480,001～950,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>950,001～1,000,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,000,001～1,050,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,050,001～1,100,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td></tr><tr><td>1,100,001～1,150,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td></tr><tr><td>1,150,001～1,200,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>1,200,001～1,250,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td></tr><tr><td>1,250,001～1,300,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>1,300,001～1,330,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td></tr></table>		納税者本人の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	480,001～950,000	330,000	220,000	110,000	950,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	同左	控除対象配偶者以外の配偶者である場合 (円) <table><tr><th></th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>配偶者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>580,001～950,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>950,001～1,000,000</td><td>330,000</td><td>220,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,000,001～1,050,000</td><td>310,000</td><td>210,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,050,001～1,100,000</td><td>260,000</td><td>180,000</td><td>90,000</td></tr><tr><td>1,100,001～1,150,000</td><td>210,000</td><td>140,000</td><td>70,000</td></tr><tr><td>1,150,001～1,200,000</td><td>160,000</td><td>110,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>1,200,001～1,250,000</td><td>110,000</td><td>80,000</td><td>40,000</td></tr><tr><td>1,250,001～1,300,000</td><td>60,000</td><td>40,000</td><td>20,000</td></tr><tr><td>1,300,001～1,330,000</td><td>30,000</td><td>20,000</td><td>10,000</td></tr></table>		納税者本人の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	580,001～950,000	330,000	220,000	110,000	950,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000
	納税者本人の合計所得金額																																																																																										
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																								
480,001～950,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
950,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000																																																																																								
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000																																																																																								
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000																																																																																								
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000																																																																																								
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000																																																																																								
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000																																																																																								
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000																																																																																								
	納税者本人の合計所得金額																																																																																										
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																																																								
580,001～950,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
950,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000																																																																																								
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000																																																																																								
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000																																																																																								
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000																																																																																								
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000																																																																																								
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000																																																																																								
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000																																																																																								
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000																																																																																								
扶養控除	特定 450,000円 老人 380,000円 同居老親等 450,000円 上記以外(年少扶養親族を除く) 330,000円	同左	同左																																																																																								
特定親族特別控除			(円) <table><tr><th>特定親族の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>580,001～950,000</td><td>450,000</td></tr><tr><td>950,001～1,000,000</td><td>410,000</td></tr><tr><td>1,000,001～1,050,000</td><td>310,000</td></tr><tr><td>1,050,001～1,100,000</td><td>210,000</td></tr><tr><td>1,100,001～1,150,000</td><td>110,000</td></tr><tr><td>1,150,001～1,200,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>1,200,001～1,230,000</td><td>30,000</td></tr></table>	特定親族の合計所得金額	控除額	580,001～950,000	450,000	950,001～1,000,000	410,000	1,000,001～1,050,000	310,000	1,050,001～1,100,000	210,000	1,100,001～1,150,000	110,000	1,150,001～1,200,000	60,000	1,200,001～1,230,000	30,000																																																																								
特定親族の合計所得金額	控除額																																																																																										
580,001～950,000	450,000																																																																																										
950,001～1,000,000	410,000																																																																																										
1,000,001～1,050,000	310,000																																																																																										
1,050,001～1,100,000	210,000																																																																																										
1,100,001～1,150,000	110,000																																																																																										
1,150,001～1,200,000	60,000																																																																																										
1,200,001～1,230,000	30,000																																																																																										
基礎控除	合計所得金額 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超2,450万円以下 290,000円 2,450万円超2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 適用なし	同左	同左																																																																																								

年度		令和6	令和7	令和8
区分				
個人市民税	税額控除	調整控除		
		配当控除		
		外国税額控除		
		寄附金税額控除		

(1) 合計課税所得金額が200万円以下 以下のア、イいずれか小さい額の3%			
ア 住民税と所得税の人的控除額の差の合計額 イ 住民税の合計課税所得金額			
(2) 合計課税所得金額が200万超 {人的控除額の差の合計額(※1)-(住民税の 合計課税所得金額-200万円)}×3%			
ただし、この額が1,500円未満の場合は1,500円とする (※1)基礎控除に係る人的控除差は、 基礎控除額が通減する場合も含めて、一律5万円			
※合計所得金額が2,500万円超の場合、適用なし			

課税所得	1,000万円 以下の部分	1,000万円 超の部分
	1.6%	0.8%
	0.8%	0.4%
	0.4%	0.2%

種類	利益の配当等	1.6%	0.8%
証券投資	外貨建証券 投資信託以外	0.8%	0.4%
信託等	外貨建証券 投資信託	0.4%	0.2%

下記の寄附金を支出し、合計額が2,000円を超える場合には、その超える金額の6%に相当する金額 (都民税の控除する金額と合わせて、総所得金額等の合計額の30%を上限)		
(1)都道府県、市町村又は特別区(総務大臣が指定する団体)に対する寄附金 (2)東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金 (3)所得税の控除対象になっている寄附金(国・政党等に対するものは除く)のうち、市が条例により指定した寄附金		
ただし、(1)の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に、下表の割合を乗じて得た額の3/5に相当する金額をさらに加算した金額(都民税の加算する金額と合わせて、所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)		
※(1)の寄附金(ふるさと納税)については、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」(注1)があります。		

課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満	90%
(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	
0円未満	地方税法に 定める割合
(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	

(注1)「ふるさと納税ワンストップ特例制度」とは、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合で確定申告(個人住民税の申告)を行わない場合に限り、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みです。

区分		年度	令和 6	令和 7	令和 8
個人市民税	税額控除	住宅借入金等特別税額控除	平成21年1月1日から令和7年12月31日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除 (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 (2) 所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円) ※平成26年から令和3年まで（地方税法附則61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）に入居した場合であって、特例取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）については、100分の7を乗じて得た金額（13.65万円を上限）が控除される。	同左	平成21年1月1日から令和7年12月31日までに入居したもので、所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、次のいずれか小さい額を個人住民税から控除 (1) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 (2) 所得税の課税総所得金額等の額に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額（0円未満の場合は0円とする）を加算し、100分の5を乗じて得た額※ (9.75万円を超えるときは9.75万円) ※平成26年から令和3年まで（地方税法附則61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）に入居した場合であって、特例取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）については、100分の7を乗じて得た金額（13.65万円を上限）が控除される。
		非課税限度額	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合 合計所得 1,350,000円	同左	同左
		現年分離課税	退職所得	同左	同左
	分離課税	土地建物等の譲渡所得	課税標準(A) ・特定役員退職手当等 収入金額－退職所得控除額 ・上記以外 (収入金額－退職所得控除額)×1/2 (A)×税率(6%)	同左	同左
			一般	3.0%	同左
			優良	(1) 2,000万円以下の部分 2.4% (2) 2,000万円超の部分 3.0%	同左
		短期譲渡	居住用	(1) 6,000万円以下の部分 2.4% (2) 6,000万円超の部分 3.0%	同左
			一般	5.4%	同左
			等国又は地方公共団体等への譲渡	3.0%	同左
		係る土地の譲渡所得等	一般	当分の間、土地の譲渡等については総合課税	同左
		株式等に係る譲渡所得等（申告分離課税分）	3.0%	同左	同左
		先物取引	3.0% (商品＋有価証券＋金融)	同左	同左
		上場株式等の配当等	3.0%	同左	同左

区分		年度	令和6	令和7	令和8
法人市民税	均等割	税率	資本金等の額及び従業員数により9段階 50,000円～3,000,000円	同左	同左
	法人税割	税率	6.0%～8.4%	同左	同左
固定資産税	税率	税率	1.40%	同左	同左
	税率	税率	土地 ・負担調整措置の継続 ・下落修正ができる特例制度の継続 ・税額の上昇を1.1倍までに抑制できる制度を継続	同左	同左
都市計画税	税率	税率	0.20%	同左	同左
	税率	税率	土地 ・固定資産税と同じ	同左	同左
軽自動車税	環境性能割	税率	P.26参照	同左	軽自動車税(環境性能割)は令和8年3月31日をもって廃止。
	種別割	税率	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和5年4月から令和6年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和6年4月から令和7年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円	(1) 原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 (125cc以下かつ最高出力4kw以下) 2種乙(50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲(90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー(50cc以下) 3,700円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 軽自動車 二輪のもの(側車付含む) 3,600円 (初度検査 27年3月以前 / 4月以降) 三輪のもの 3,100円 / 3,900円 四輪以上のもの 乗用・営業用 5,500円 / 6,900円 乗用・自家用 7,200円 / 10,800円 貨物・営業用 3,000円 / 3,800円 貨物・自家用 4,000円 / 5,000円 ※ 初度検査から13年を経過した車両は重課を適用(電気・天然ガス車や被牽引車等除く) ※ 令和7年4月から令和8年3月までに初度検査を受け、一定のグリーン化を達成した車両は軽課を適用 (ロ) 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 6,000円
市たばこ税	税率	税率	紙巻たばこ等 1,000本につき6,552円	同左	同左
入湯税	税率	税率	150円／1人	同左	
事業所税	税率	税率	資産割 床面積1㎡につき 600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25%	同左	同左

24. 武蔵野市税制一覧表(令和8年度)

税目	区分	納税義務者	課税標準	及び	税率	賦課期日	申告期限	納期限
市民税		《個人》 ・市内に住所を有する個人(均等割・所得割) ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	《個人》 ・均等割 ・所得割	3,000円 6%	《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 2号法人 12万円 3号法人 13万円 4号法人 15万円 5号法人 16万円 ・法人税割 資本金等の額10億円以上 8.4% 資本金等の額1億円以上10億円未満 7.2% 上記以外 6.0%	《個人》 1月1日	《個人》 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 《法人》 ・確定申告 原則として事業年度終了後2か月以内 ・予定申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	《個人》 ・普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年1月31日 ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 《法人》 申告期限と同じ
		《法人》 ・市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割) ・市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの(均等割) ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(均等割・法人税割) ※収益事業を行わない場合は均等割のみ	《法人》 ・均等割 ・所得割	3,000円 6%	《法人》 ・均等割 1号法人 5万円 2号法人 12万円 3号法人 13万円 4号法人 15万円 5号法人 16万円 ・法人税割 資本金等の額10億円以上 8.4% 資本金等の額1億円以上10億円未満 7.2% 上記以外 6.0%	《個人》 1月1日	《個人》 ・一般 3月15日 ・給与支払報告書 1月31日 《法人》 ・確定申告 原則として事業年度終了後2か月以内 ・予定申告 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	《個人》 ・普通徴収 第1期 6月30日 第2期 8月31日 第3期 10月31日 第4期 翌年1月31日 ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月) 《法人》 申告期限と同じ
固定資産税		・土地の所有者 ・家屋の所有者 ・償却資産の所有者	・課税台帳登録価格の 免税点 土地 1.4% 家屋 30万円未満 償却資産 20万円未満 150万円未満			1月1日	償却資産 2月2日 *1月31日が土曜日のため	第1期 6月1日 第2期 7月31日 第3期 12月28日 第4期 翌年3月1日
軽自動車税		・原動機付自転車の所有者 ・軽自動車の所有者 ・小型特殊自転車の所有者 ・二輪の小型自転車の所有者	・原動機付自転車 1種 (50cc以下) 2,000円 (125cc以下かつ最高出力4kw以下) 2種乙 (50cc超90cc以下) 2,000円 2種甲 (90cc超125cc以下) 2,400円 ミニカー (50cc以下) 3,700円 ・小型特殊自動車 農耕作業用のもの 2,400円 その他のもの 5,900円 ・軽自動車・二輪のもの(側車付含む) 3,600円 ・二輪の小型自動車 6,000円			4月1日	・取得申告 15日以内 ・廃車申告 30日以内 ・変更申告 15日以内	6月1日
市たばこ税		・製造たばこの製造者 ・特定販売業者 ・卸売販売業者	・紙巻たばこ等 1,000本につき 6,552円				翌月末日	申告期限と同じ
入湯税		・鉱泉浴場の入湯客	・入湯客 1人1日につき 150円				翌月15日	申告期限と同じ
事業所税		・事業所において事業を行う者	・資産割 事業所床面積1㎡につき600円 免税点 1,000㎡以下 ・従業員割 従業員給与総額の0.25% 免税点 100人以下				・個人 3月15日 ・法人 事業年度終了後2か月以内	申告期限と同じ
都市計画税		・土地の所有者 ・家屋の所有者	・課税台帳登録価格の0.2%			1月1日		固定資産税と同じ

25. 市税等納期月一覧表(令和8年度)

市民税	個人	普通徴収	6月	8月	10月	翌年1月	
		特別徴収(給与)	毎月(6月から翌年5月まで)				
		特別徴収(年金)	偶数月(特別徴収を開始する年度は、年税額の1/4ずつを6月、8月に普通徴収、年税額の1/6ずつを10月、12月、翌年2月に特別徴収)				
	法人		随時(事業年度終了の日から2か月以内に申告納付)				
固定資産税		固定資産税 (都市計画税)	5月	7月	12月	翌年2月	
		交付金	6月				
軽自動車税			5月				
市たばこ税			毎月(翌月末日までに申告納付)				
入湯税			毎月(翌月15日までに申告納付)				
事業所税			随時 { 法人 事業年度終了の日から2か月以内に申告納付 個人 翌年3月15日				

令和8年度版

市 税 概 要

令和8年 9月 発行

編集発行 武蔵野市 財務部 市民税課

所在地 武蔵野市緑町2-2-28

T E L 0422(60)1822

